

1. 共通指針

1) 既存樹の取り扱い

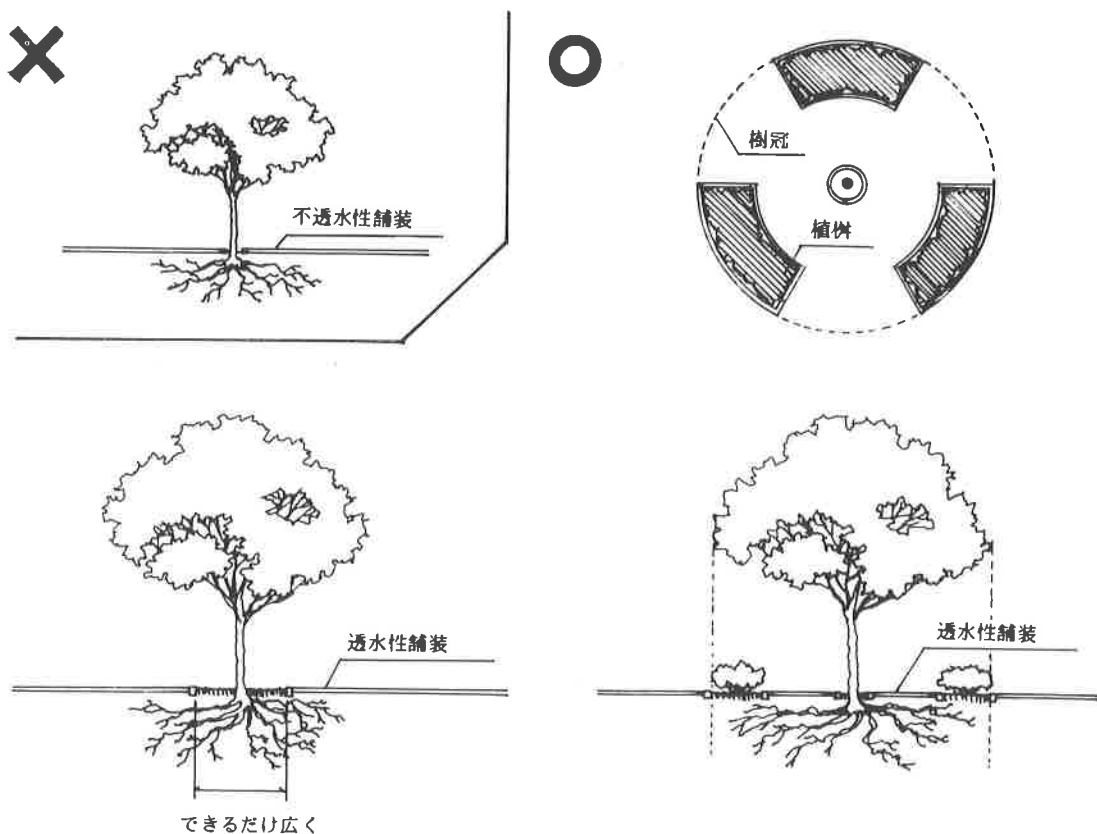
緑化にあたっては、新規に緑化するだけでなく、生育良好な既存樹は、出来るだけ存続させるような計画を立案する。

平面的に残せる状態にあっても、排水や道路勾配などの関係で周辺を切土や盛土をしなければ、残せない状態もある。既存の大木の多くは、自然状態でその生育が維持されていることが多く、第I章の樹木特性で述べたように、樹木の生育を支えている根圏は、樹冠の投影箇所まで伸びており、そこで主に呼吸や養分を吸収していることを念頭に置くとともに、思いのよらない所まで根が伸びていることもある。従って、慎重に取り扱わないと枯損してしまうこともありうる。

①切土及び盛土を必要としない場合

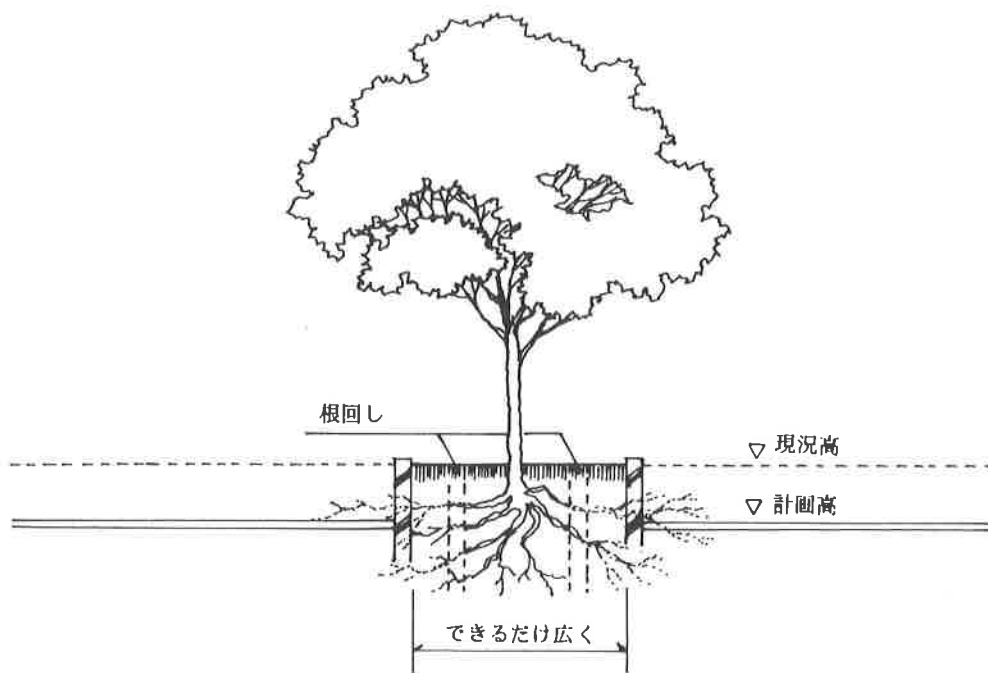
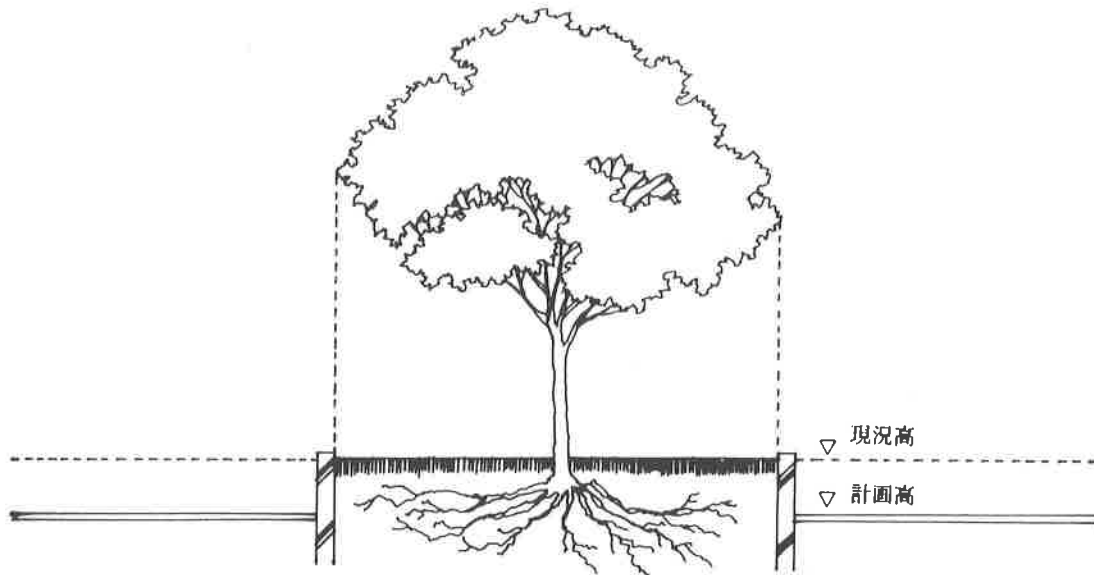
切土、盛土を必要としない場合でも、前述のように生育を支えている根が何処にあるが重要であり、根元まで不透水層の舗装で覆ってしまうと枯損してしまうことが多い。

従って、できるだけ広く根元回りの環境を維持するとともに、生育を維持している根圏の保全を図る。また舗装を施す場合は、できるだけ透水性舗装とすることが望まれる。



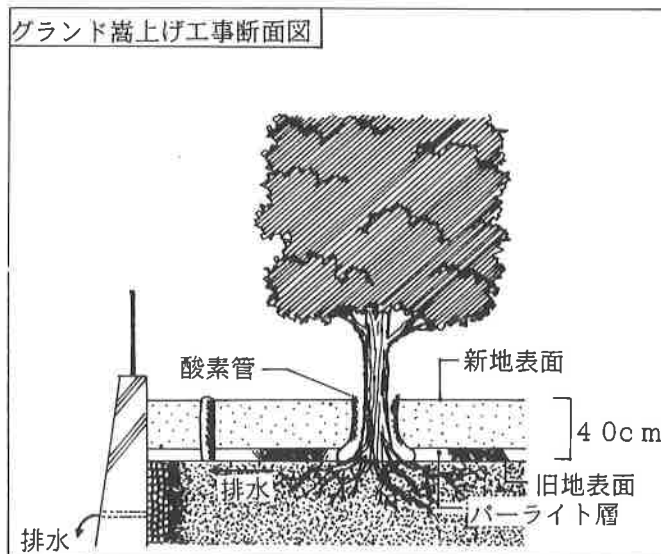
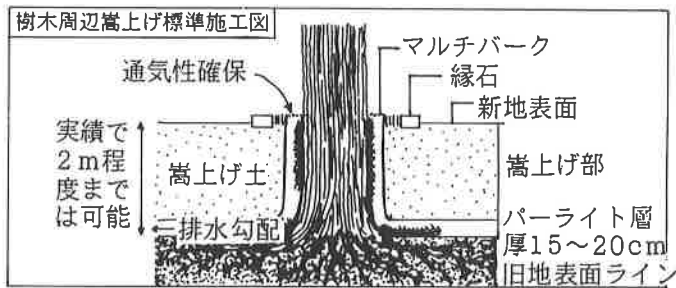
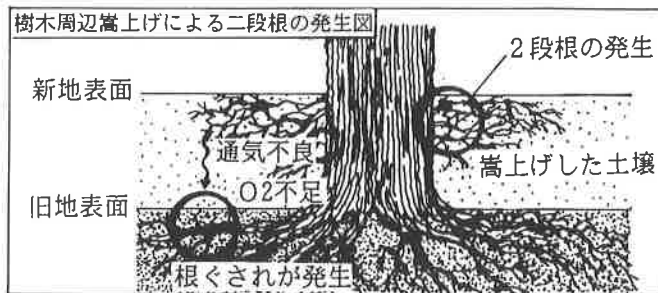
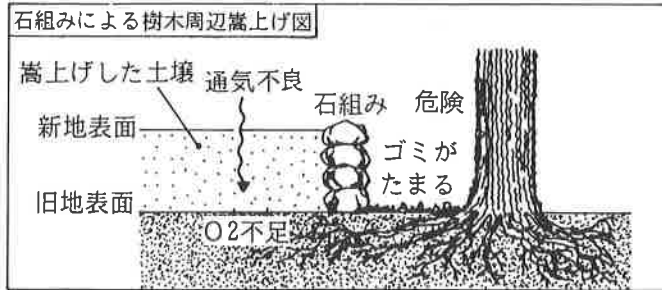
②切土の場合

切土の場合は、基本的には①に準ずるものとし、根元をできるだけ広く残すことが重要であり、それが不可能な場合は、根回しをして根元付近の残せる範囲に新たな発根を促した後に、根と上部のバランスが取れるように上部を切り詰める。また、根回しをした後、一度掘取り、再度計画高にあわせて植栽する方法もある。



③盛土の場合

樹木は盛土すると、二重根の発生や通気不足により根腐れを起こし、枯損する場合がある。仕方なく盛土する場合には、以下のように酸素管等を用いて、通気性と透水性を確保しながら、盛土すると生育できる可能性が高くなる。



2) 移植について

前述したような既存樹のその場での活用が出来ない場合は、移植することが考えられる。

移植を行うには、その運搬能力に限度があるから、多くの根を断ち、その容量を減らさなければならぬ。そのため、樹木は、地下部の根から得る水分の吸収能力を著しく減退させ、地下部の枝葉から発散する蒸散作用との間にアンバランスを生じて、樹液濃度が高まり衰弱する。

そのため、地上部の枝葉の一部を剪定して蒸散作用のバランスをとり、断根部の腐敗を防腐剤の塗布によって防止したり、折頂部を鋭利な刃物で削り直したりする。この働きを助けるため葉面蒸散防止散布剤や発根促進剤を併用することもある。

また、一時に大量の断根を行うと衰弱する大木などは、既存の生育地で必要な支持根（太根）を残して他を切断し、残した太根は鉢をつくる部分で環状剥離して根先からの養分吸収を阻害し、剥皮の元の部分から新根（細根）の発生を促すため、次回の移植適期まで、出来れば1年以上埋め戻しておく方法などがある。

(1) 事前調査

① 土壌調査

生育地と移植地との相違を、土性、土質、地形・環境等について調査する。これらのことから、移植樹木の根の状態も推定できるとともに、著しい環境変化（気象、日照、潮の影響等）は移植を困難にする。

② 運送

運送時間は、道路や橋の状況等を勘案しながら、できるだけ短くなるよう検討する。但し、長時間の運送の場合は、時間は掛かるが、路上運送より、フェリー等の方が荷傷みがない場合もある。

③ 樹勢

樹勢の衰えている大木や老木は、一般的に移植は困難であり、病虫害や損傷も含めて、移植に耐えられるかどうか、事前に調査し検討する。

(2) 移植の難易

一般に若木の移植は容易であるが、老木、大木は困難である。また、細根や密生根の樹種、または根部の再生の速いものは移植が容易であるが、太根や粗根、直根の樹種、あるいは根部の再生の遅いものは困難である。

各樹木の移植難易については、IV. 3. 樹木リスト (P163) に示している。

(3) 移植時期

樹種別の一般的な移植適期の目安は以下に示すとおりである。

区 分	移植適期	備 考
針葉樹	① 3月上旬～4月中旬 ② 9月下旬～10月下旬	イチョウは、落葉樹に準ずる モミ、ツガ等の寒地産のものは、寒い時期の早めに行う。
常緑広葉樹	① 3月中旬～4月下旬 ② 6月中旬～7月中旬	①は発芽前 ②は新葉の葉質が固まった梅雨時期 クスノキ、タブノキ等の暖地性のものは梅雨の方がよい。但し、植栽後の灌水に十分配慮する。
落葉広葉樹	① 3月中旬～4月上旬 ② 10月中旬～12月上旬	葉が落ちてから、翌春の葉が出るまでで、土地の凍らない時期
タケ類	根茎の節にあるタケノコの芽が伸び始める直前	モウソウチク (4月上旬) メダケ (6月上旬等)

(4) 移植の方法

移植の方法は、大別して直接移植法と間接移植法とに区分される。それぞれの具体的な内容については、IV. 2. 移植の方法 (P 139) に示している。

(5) その他

計画地で移植樹木が使えない場合や特定の移植場所がない場合には、「ツリーバンク制度」があり、この制度を活用して、良好な樹木は出来るだけ保全活用することが望まれる。

ツリーバンク制度の概要については、IV. 7. 関係制度等 (P195) に示している。

共通指針参考文献

- ・「造園ハンドブック」 (昭和53年11月)
(社)日本造園学会 編集
技報堂出版 発行
- ・「造園施工管理」(改訂版) (昭和61年7月)
建設省都市局公園緑地課 監修
(社)日本公園緑地協会
- ・「造園植栽の設計と施工」 (昭和56年4月)
鹿島出版会

2. 施設別緑化指針

1) 道路

■基本的な考え方

道路は、地域間交流や産業振興など、社会生活上欠かせないものである。その整備に当たっては、路線の適切な選定等それぞれの地域特性や周辺の景観との調和に配慮して進める必要がある。

●道路の性格と計画設計上の留意点

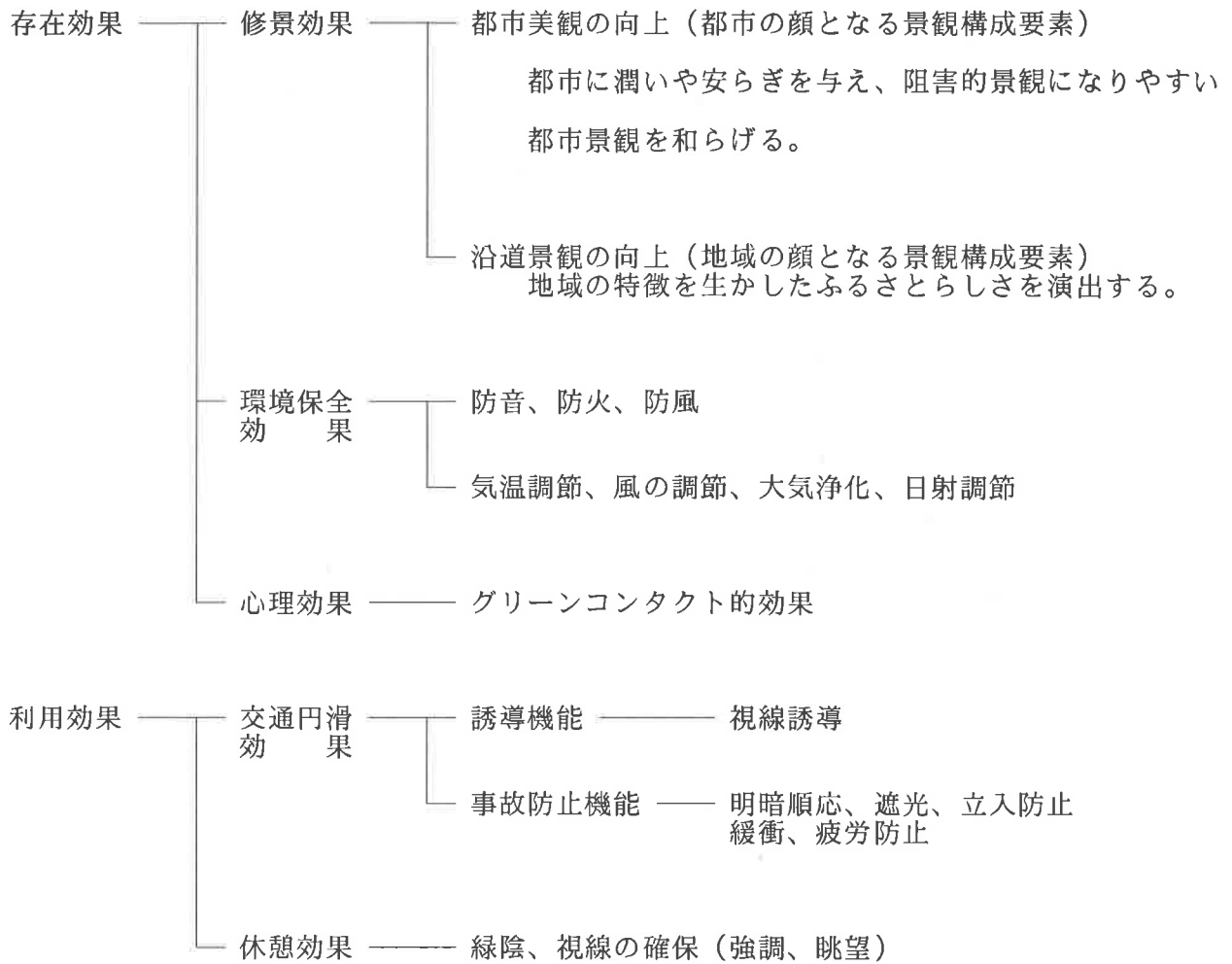
道路の分類		道路の性格と計画設計上の留意点
地方部の道路	景勝地の道路	道路利用者にとって、周辺の美しい眺めは最良の景観構成要素である。したがって、景勝地の道路では眺望性の確保に努めるとともに、適当なカーブを導入するなど線形を工夫し、ドライバーに周辺の景色をより効果的に見せるように配慮することが望まれる。 また、地域の美しい自然を損なうことのないよう、周辺の地形や環境になじんだ道路線形や構造形式を選択することが重要である。長大切土や高盛土等による地形の改変があるときは、ラウンディングや植栽等により、良好な景観が得られるよう工夫することが大切である。
	田園地帯の道路	広々とした田園地帯を通る道路は、その開放的な眺望が道路景観の特徴でもある。したがって、このような道路では、視界を阻害するような植栽等の設置は避けた方が好ましい。 また、盛土構造とする場合は、できるだけ緩やかな勾配の低盛土とし、周辺の地形との調和に配慮することが望まれる。
	山地の道路	山地の道路は地形が起伏に富むため、変化のある快適な道路景観が期待できる。可能な限り線形を工夫して、樹林の通過や峠ごえによるパノラマを組み込むなどダイナミックな景観変化を与えるように配慮することが望まれる。
	一般の道路	一般に地方部の道路では個性のある景観形成が難しい場合が多いが、路肩をソフトショルダーと柔らかみを持たせる、標識類の整理・統合を図るなどの配慮が望まれる。 また、沿道広告、土地利用の規制等により、良好な道路景観の維持・育成を図ることも大切である。
都市部の道路	目抜き通り	目抜き通りには、都市の顔となる風格を持った道路がふさわしいといえる。 このような道路では、「ビスタ」(vista)の形成が典型的な道路景観構成の形式のひとつである。したがって、目抜き通りでは「ビスタ」の形成が図られた直線の線形が望ましく、沿道建物の壁面線および高さの連続と統一、アイストップとなる構築物による道路延長の適度な分節等を考えることが望まれる。また、植樹帯と歩道を十分にとり、歩道を両側に配置するなど、左右対象な構造とすることも大切である。
	繁華街	繁華街の魅力は、沿道の商店やそこに集まる人々によっても創られる。したがって、繁華街の計画設計では、沿道の商店やそこに集まる人を引き立たせる配慮が望まれる。また、人々がくつろぎ楽しめる雰囲気を作り出すことも大切である。 例えば、両側の歩道幅員を変える、ポケットパークを設置するなど自由な発想による設計を行うのも一案であろう。また、片側植栽や独立樹等、植栽方法を工夫することにより繁華街の魅力が高まるケースも多い。 ただし、ストリートファニチャーや植栽等の設置にあたっては、交通機能面からも十分に考慮した設計を行うことが重要である。
	歴史的町並み	歴史的町並みはそれ自身が個性となり、道路の景観形成に資するものである。このような道路では、できるだけ従来の町並みを生かし、取り込んだ形で整備を行うことが望ましい。 植栽や舗装等も新たなデザインモチーフを持ち込むことはできるだけ避ける方が好ましく、生垣や上塀等、町の中に古くから根づいているモチーフを効果的に利用し、なじませることを第一に考える必要がある。
一般の通り	都市部の道路では、標識類をはじめ、照明灯、電柱あるいは沿道広告等が多く設置され、道路景観が煩雑化する傾向がある。 このような通りでは、道路に設けられる諸施設の整理・統合を図り、広告類の規制を行うなど煩雑な要素をできるだけ取り除くことにより道路景観の向上を図ることが望ましい。 また、細街路、沿道建物及び地下空間への出入口等により歩道等が分断され、煩雑化することにも配慮が必要である。	

資料：「道路景観整備マニュアル」建設省

●道路緑化の効用

道路緑化の目的は、多様な効用を持つ緑を用いて街並みの景観をつくりことにある。

道路緑化の効用としては、以下のものがある。



■道路緑化

都市部の道路については、できる限り連続した植え込みや街路樹帯を設けること。その他の道路でも必要に応じて緑化に努めること。

緑化指針

○都市部の道路

- ・植栽は道路景観の主要な景観構成要素であることに留意して道路緑化を行うことが望ましい。
- ・道路緑化においては、植物の成長も考慮した上で、植栽地の配置、配植の構造、樹種の選定及び管理を行う。
- ・街路樹を植えることのできる広さの歩道を確保し、植樹帯は可能な限り連続させることで軸状のシーケンス景観となるとともに、歩行者にとっては車道と歩道が分離され安心感が得られる。

※都市部の主要幹線道路などでは、街路樹が美しく、大木となるような緑化、維持管理を推進する。 → III. 維持管理指針(P102) 参照

- ・街路樹が生育して電線に当たる場合は、街路樹の頭を切るのではなく、電線を被覆する(電柱を高くすることや、電柱と樹木を同一線上に配置しない等の検討も必要である)
- ・植樹計画や維持管理に住民参加を促し、沿道での花壇づくり、清掃等に努める。

※住宅地の道路では、周辺交通状況等も勘案しながら、コミュニティー道路整備を図り、緑化を推進する。

※商業・業務地の道路では、街並の演出など他の施設と統一感のある緑化を推進する。

○地方部の道路

- ・人家連担部や学校周辺での街路樹の設置が必要である。

※田園部の道路では路傍への草花や低木等による緑化を進め特徴のある沿道景観づくりを進める。

- ・良好な既存樹林や周辺自然環境を有する地区ではそれらと調和のとれた緑化を図る。

※山間部の道路建設に当たっては、法面等が景観阻害要因となっている事も多く、法面の緑化を行う。 → II. 4. 1) 法面(P 86) 参照

○樹種の選定 → 樹木特性についてはIV. 3. 樹木リスト(P142) 参照

- ・将来の生育した姿を想定して決定する。
- ・道路の性格にふさわしい樹姿を選定する。
- ・季節変化による景観変化を考える。
- ・地域性を持った樹木の選定をする。
- ・見て美しい樹木の導入を図る。

※その他、土壌条件を始めとする環境が一般的に厳しい状況にあり、乾湿や風害等あるいは傷害等に抵抗力のあること。

※人が直接的に触れたり、下を通るので、かぶれ、悪臭、刺があるもの、実等が落下して汚したり、害虫が多いものは避ける。

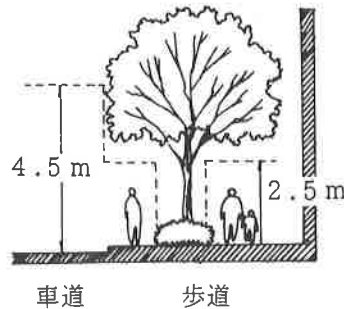
※冬季に雨や雪が多く、陽射しが恋しい地域で、凍結の恐れもある所では、街路樹としては、落葉樹の方が望ましい。

※特に交通量が多い所は、大気汚染に抵抗力を勘案する。

※その他、一般的な環境圧(潮風や地下水位等)に対しても、留意する。

その他の留意事項

※道路には、以下のような建築限界が設定されており、緑化に当たっての条件となる。



- ・樹木は左右均齊のとれた形で生育
- ・自然樹形に育てることが可能
- ・使用樹種の増加

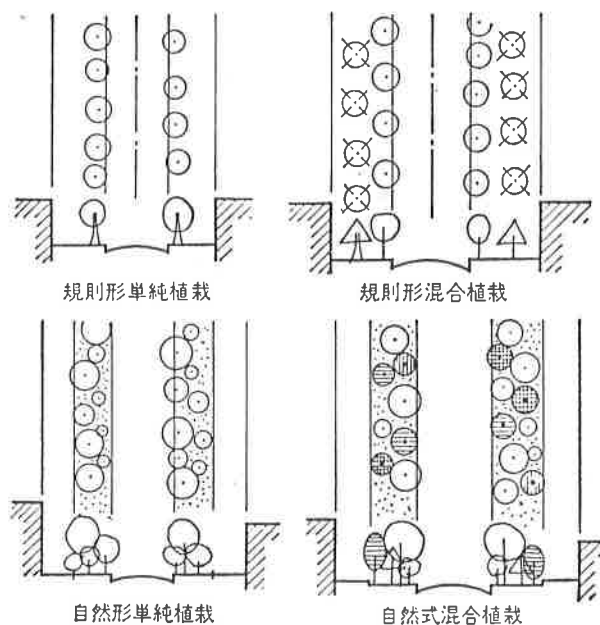
※道路における緑化形式と歩道幅員等との関係は次のとおりである

道路構造令では、並木を設ける場合にあっては、1.5mを歩道有効幅員(2.0m)に加えるため、3.5m以上が必要となる。

	環境保全林タイプ	自然成長によるタイプ	抑制成長タイプ
形式	自然式で、落葉樹常緑樹を混植。高木、中木、低木で構成	落葉または常緑高木を自然成長させ、中木、低木を規則的に配置する場合もある	落葉または常緑高木を抑制して成長させ、低木を配する
断面			
目的	環境保全、公害軽減、緑量の確保、緑道化	遮へい効果、統一した景観及び緑の確保	画一化または企画的な景観の造成、道路各機能との共存
生育空間	歩道条件 10m~20m	歩道幅 4m以上	歩道幅 2.5m~4m
地域環境条件	学校、病院、団地静かな住宅地で道路が幹線道路などの場合	一般の住宅地、商店街で歩道空間が確保され遮へいすることにより効果があがる場所	下町や、密集した高密度都市、商店街などで歩道が狭い場合に適用する

(出典：「道路緑化の設計・施工」 昭和53年6月 山海堂)

※道路における一般的な配植パターンは次のように整理される。



植栽形式による効果

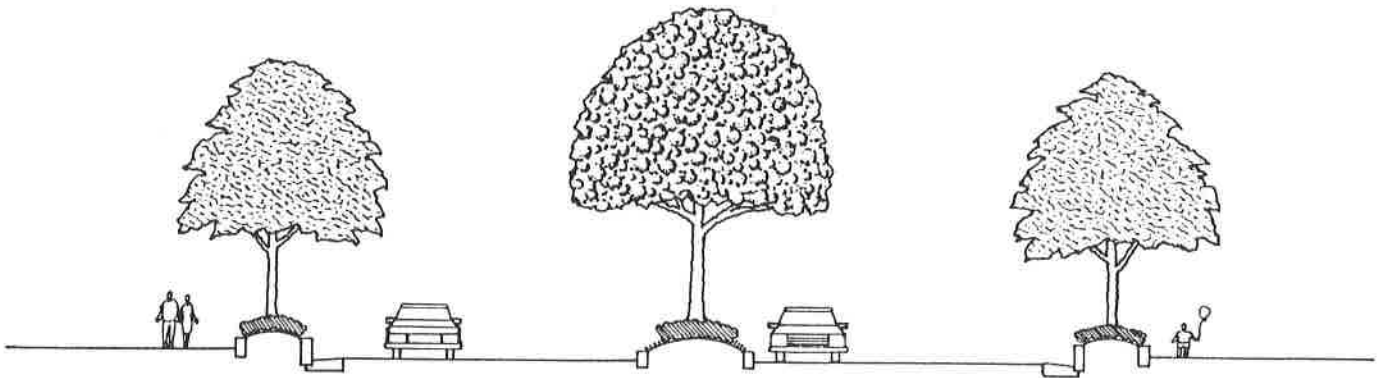
	規則植栽	自然形植栽	単純植栽	混合植栽
景 観	統一のとれた画一的な景観構成	自然的な景観 樹林的景観、緑多い街なみ	単調な画一的な空間	変化に富んだ、複雑多様な景観
交通条件	交通とは競合しない	視距の確保が問題、樹下空間の利用が困難	同一樹種であるので比較的交差条件を確保しやすい	樹形の異なる樹木が混在しており配植には十分注意を要する
歩 道	狭幅員道路でも可能である 樹下も通行できるので空間効率も良い	広幅員歩道に限る 快適な緑道的歩道空間となる	すっきりした歩道ができる	四季の季節感がある 緑道的雰囲気ができる
地 域	商業地域 歩行者の多い場所に適する	散策道など緑道的要求のあるもの官庁街都市郊外などに適する	どんな地域でも合う	住宅地域
管 理	管理は簡単である	樹形の整理 建築限界線など、管理が煩雑である	管理は簡単であるが病虫害の発生の場合大発生恐れがある	せん定方法は多種にわたり、多様な管理体制が要求される

(出典：「道路緑化の設計・施工」 昭和53年6月 山海堂)

緑化手法及び留意点

〈幹線道路〉

美しい大木となり緑の軸として十分に機能
するよう配慮した緑化
(建築限界、樹種、土壌の配慮)



上乃木菅田線 (松江市)
連続した街路樹



荘原三絡線 (斐川町)
両側に植樹のある道路



国道9号 (松江市)
中央分離帯の緑化



南本町上塩冶線 (出雲市)

〈強剪定の街路樹〉



ニセアカシヤの強剪定（松江市）



キョウチクトウの無理な剪定（松江市）

〈空間スケールとの不調和〉



（松江市）



（益田市）

〈既存樹の活用〉



浜田東公園前（浜田市）
既存の樹木を活かした中央分離帯

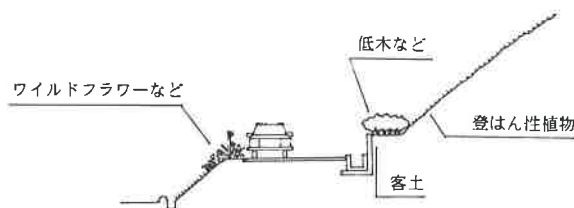


道路中央に保存された松の木（西郷町）

〈田園部の道路〉



田園部の花植式（出雲フラワーロード）



〈山間部の道路緑化（地域性を考慮することが特に必要）〉

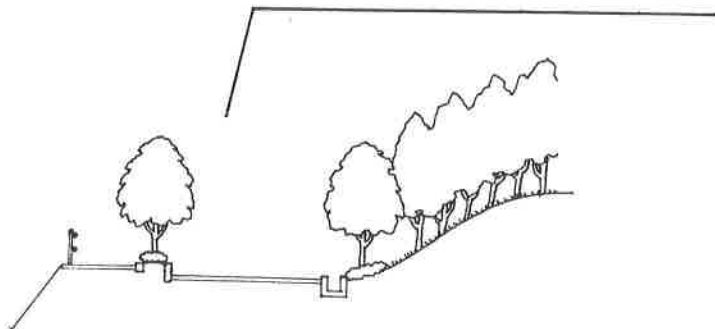


山村の道の桜並木（木次健康の森）



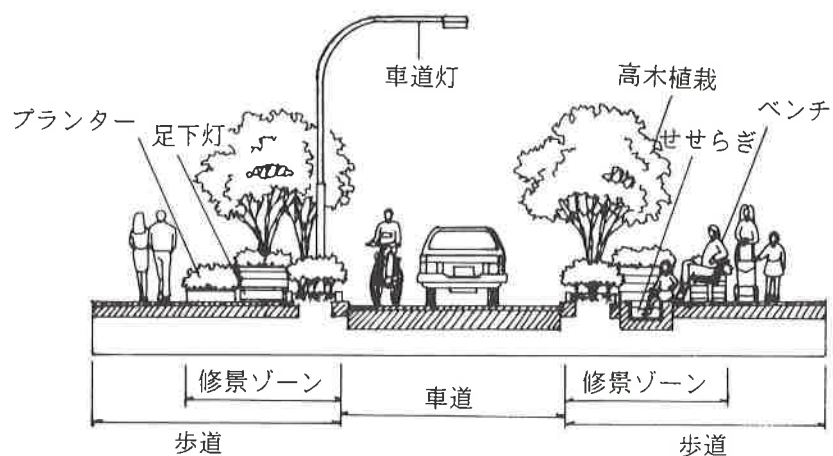
チェリーロード（島根町）

既存樹林と調和のとれた樹種の選定



〈住宅地の道路（コミュニティー道路）〉

住環境の向上を図るため交通量等を勘案し、コミュニティー道路の整備を推進し緑化に努める。



斐川ガーデンタウン（斐川町）

〈商店街の道路〉



京店商店街（松江市）

商業空間と一体となった街路樹や支柱等一空間の統一性が大切

■ 交差点

交差点に設置される信号、照明施設、標識等の形態、意匠、素材及び色彩については周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮すること。

緑化指針

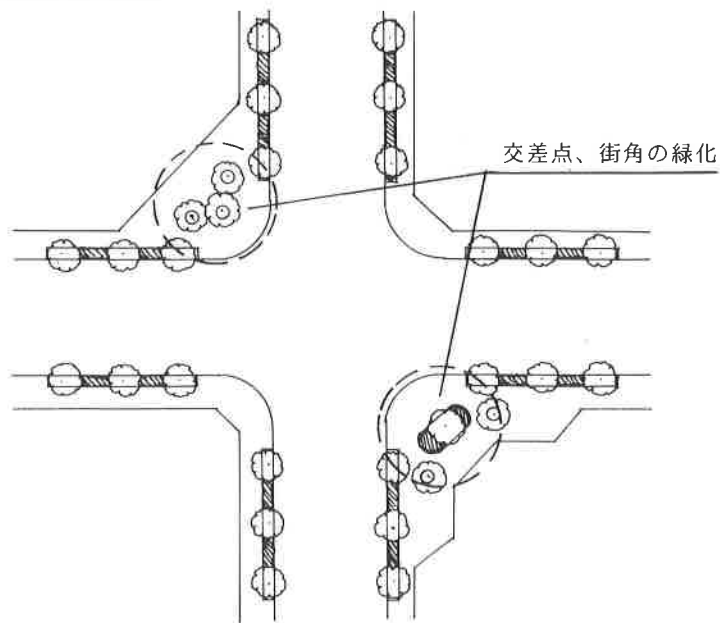
- ・ 植栽やモニュメントなどによって、シンボリックな街角として整備することも有効である
この場合には視距等安全性に配慮する必要がある。
- ・ 交通島を設ける場合には、交通の安全性を守ることができる範囲で、植栽等の修景を行うことが望まれる。

〈交差点の緑化（視距など安全性に配慮）〉



(益田市)

交差点の緑化（視距など安全性に配慮）



■道路附属物等

1. 防護柵、照明施設、案内標識等の形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性又は統一性に配慮すること。
2. 道路の余裕地には、できる限り周辺の景観と調和したポケットパーク等を整備すること。

緑化指針

※道路ポケットパークや余裕地の緑化に当たっては、地域性の演出や特徴的な緑化を図るものとすることや、周辺景観と調和のとれた樹種、植栽方法を考慮する。

緑化手法及び留意点

〈道路ポケットパーク〉



(斐川町)



奥出雲オロチループ (横田町)

〈余裕地の活用〉



(斐川町)

■高架橋及び歩道橋

形態、意匠、素材及び色彩は、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性に配慮すること。

緑化指針

- ・橋脚の足元を植樹でつつみ、橋脚の重量感や圧迫感を和らげる。



国道9号バイパス（松江市）
高架橋下の植樹帯で橋梁の圧迫感を軽減している。



国道54号（木次町）

■トンネル

坑口部は、走行上の違和感を与えないよう、周辺の景観と調和した坑門形式や壁面処理に努めること。

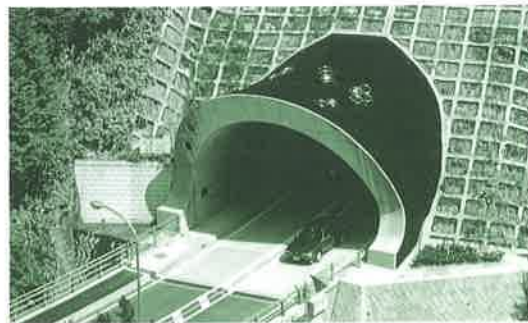
- ・トンネル坑口は圧迫感を軽減するため、坑口を広く見えるようにしたり、柔らかい味のある表面処理や緑化を施すことが有効である。

緑化指針

※坑口両サイドの道路や擁壁及び坑口上部法面の緑化に努める。



桧山トンネル（松江市）
坑口付近の道路緑化



奥出雲おろちループ（横田町）
坑口上部の法面緑化

■その他の交通施設（駅前広場、バスストップ等）

駅前広場等は多くの人々が集まる場所であるとともに、来訪者にとってはそのまちの玄関ともなるべき場所であり、良好な景観を印象づける必要がある。

また、バスストップは単調となりやすい沿道景観において変化を与える可能性を有し、特徴的な整備を行うことで、通りのアクセントとしていく必要がある。

緑化指針

※駅前広場等では、主要道路からのアイストップにシンボルツリー等の効果的な植栽を行うことや、車道部等の境界に連続した植樹帯を設けることにより、緑豊かで特徴のある空間の創造を図る。

※バスストップでは目印となるような特徴的な樹種の選定、植栽方法を行うなど、街路空間のアクセントとして機能するよう緑化を推進する。

緑化手法及び留意点

〈交通拠点の緑化〉



高木植栽の不足した駅前広場（松江市）

〈バスストップの演出〉



ふれあいパーク（玉湯町）

■歩道及び自転車道

1. 歩道及び自転車道の形態、意匠及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めること。
2. 潤いの場とベンチ、モニュメント等を歩道に設置する場合には、周辺の景観と調和するよう努めると共に、地域の特性又は統一性に配慮すること。

緑化については「道路緑化」を参照のこと。

2) 橋 梁

■ 基本的な考え方

橋梁は、道路、鉄道等の一部として河川、峡谷等を渡り、地域の象徴となる可能性が高いものである。その整備に当たっては、防災・安全性及び快適性に加え、周辺の景観との調和に配慮して進める必要がある。

■ 整備の考え方

1. 橋梁は、景観を眺める場又は眺められる対象として、利用者や沿道の住民に与える影響が大きいため、周辺の景観と調和するよう努めると共に、地域の特性に配慮すること。
2. できる限り地域の象徴となるよう努めること。
3. できる限り道路本体との連続性に配慮すること。

■ 橋梁本体

橋梁の構造、形態、意匠、素材及び色彩については、周辺景観と調和するよう努めるとともに、地域の特性に配慮すること。

緑化指針

※都市部の幹線道など街路樹との連続性等を考慮する必要がある路線の橋梁では橋梁本体の緑化も検討する。

緑化手法及び留意点

〈橋梁本体の緑化〉

乾燥と排水に留意する必要がある。

■ 橋詰（橋のたもと）

できる限り修景緑化や小広場等の設置によりうるおいの場を確保し、橋梁本体との一体的な景観整備に努めること。

緑化指針

植栽は橋梁の景観的環境を創造する重要な役割を担うものの一つである。既存の植生や植栽によって橋梁の基盤が覆われ、修景的な植栽が施されることによって橋梁は周辺環境と調和した構造物となる。

・ 橋梁基盤の植生の保全

橋梁に関わる植栽で最も重要な意味を持つのは橋梁基盤の植栽である。

ただし、植栽以前に橋梁周辺の植生を保全することが重要である。

・ 橋梁基盤の植栽

橋梁の基盤に自然植生が存在しない場合は地域景観と調和した植栽が必要である。

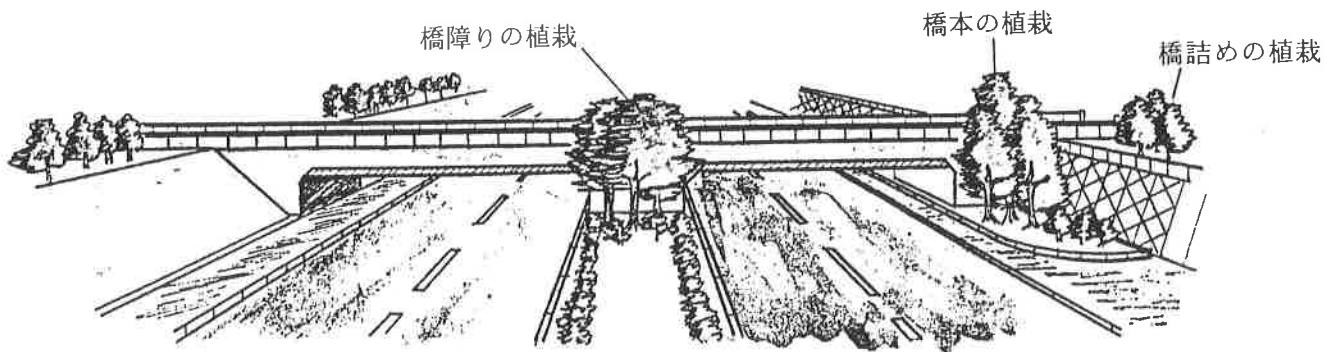
・ 橋詰・橋本・橋障りの植栽

景観的な節目となる橋梁を修景し、橋梁の景観的に好ましくない部分を遮蔽するための植栽は効果を発揮する。

・ なお、上記の植栽に当たっては見る人の立つ位置（視点場）、対象を常に意識することが重要である。

緑化手法及び留意点

〈景観上重要なポイントへの緑化〉



〈橋詰の緑化〉

橋詰めは景観上重要なポイントとなることから橋詰め広場等の整備を進め積極的に緑化を図る



奥出雲オロチループ（横田町）
橋詰めのポケットパーク



穂多留橋（横田町）
花木による橋詰めの緑化



北田川（松江市）



北田川（松江市）

3) 河川

■基本的な考え方

河川や水路は、古くから地域と深い関わりを持ち、生活や文化に大きな影響を与えてきている。その整備に当たっては、治水及び利水の機能を確保するとともに、それぞれの地域の特性や自然環境の保全に配慮して進める必要がある。

■整備の考え方

1. 治水及び利水計画との整合を図るとともに、自然環境及び歴史的景観の保全並びに周辺の景観との調和に配慮した景観の創造に努めること
2. 水辺とのふれあいの場の確保など、地域の人々が水辺に親しめるような整備に努めること。

■河道

自然景観や生態系の保全にできる限り配慮するとともに、周辺景観と調和するよう努めること。

緑化指針

※多自然型の川づくりや低水路の設置により、緑化や植生の回復を図る



多伎塚川（多伎町）

低々水路の設置により植生の回復が期待できる河道

■護岸

—個別指針 3) に準じる。—

■堤防、高水敷等

堤防の法面、高水敷及び側帯については、治水上支障がない範囲において緑化及び親水施設の整備に努めること。

緑化指針

●堤防

- ※山間部等の河川においては、特に既存樹林や既存木を活かした整備を行う。
- ※都市部の河川では、水と緑の軸を形成するよう緑化を進める。
- ※隣接して公共施設等がある箇所ではそれらと連続性を持たせるような緑化を行う。
- ※堤防斜面では周辺環境を考慮し、季節感等の演出を図るよう配慮する。
- ※河川合流部は景観上重要なポイントでもあり、緑化を推進するとともに、河道から堤防まで一体となった整備を推進する。

●高水敷

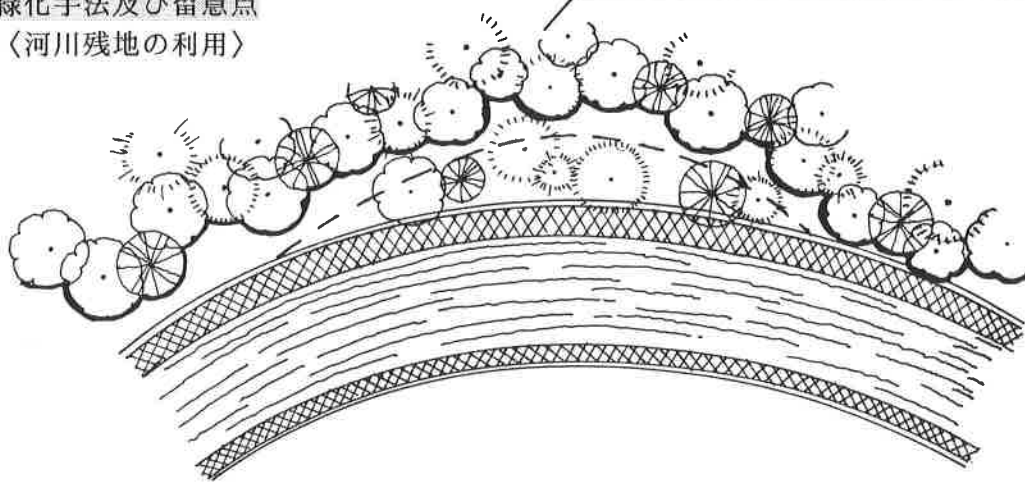
- ※「河川等の植栽基準」に基づき植樹可能な力所では、外部、内部の景観に配慮しながら低木や高木の植栽に努める。

その他植栽に当たって考慮すべき事項

- ※耐水性や堤体への影響を考慮すること。
- ※「河川等の植栽基準」を遵守すること（IV. 7. 関連制度等（P199）参照）
- ※良好な樹木がどうしても河道にかかる場合には、近傍への移植やツリーバンク事業への活用などを図る。→ IV. 2. 移植の方法（P139）、IV. 7. 関連制度等（P195）参照

緑化手法及び留意点
〈河川残地の利用〉

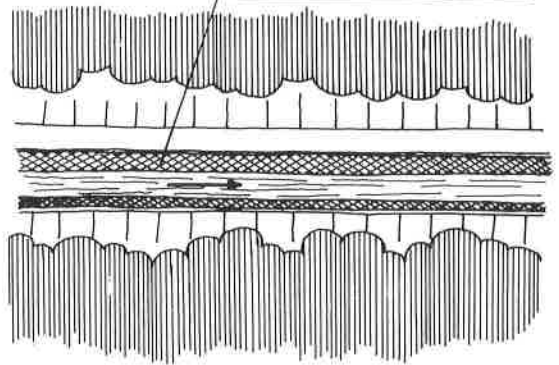
既存樹林等がある場合一体的になるよう配慮する



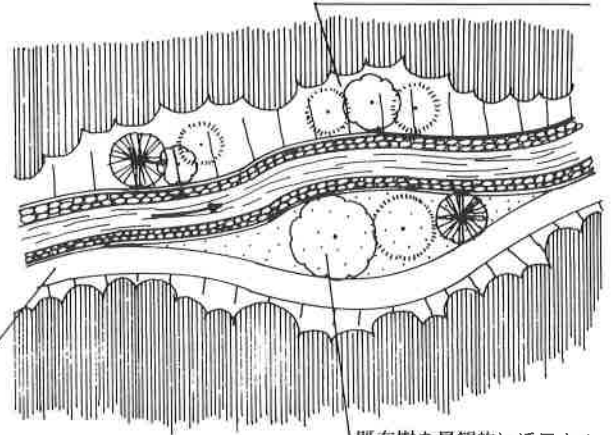
〈既存木の活用〉

既存木の活用

現況特性を考慮しない河道の計画



対岸にも同様の樹種を植栽し、
特徴的な景観を創造する



既存樹を景観的に活用する

特徴的な既存木

(管理道)

〈既存樹林や既存樹を活かした整備を行う〉



出羽川（羽須美村）



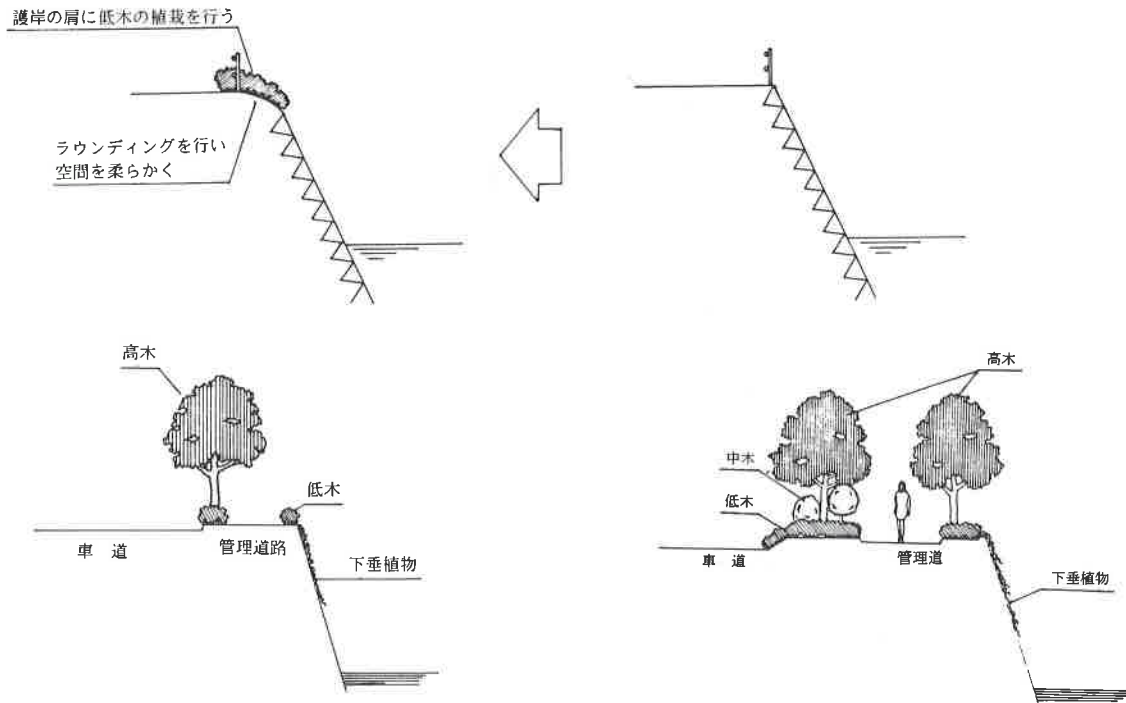
久見川（五箇村）
古くからの松を残して護岸整備



海潮川（大東町）

〈都市部の河川では、水と緑の軸を形成するよう緑化を進める〉

河岸緑化例



大橋川（松江市）
護岸のヤナギ植栽



田儀川（多伎町）
河川緑地



京橋川（松江市）

〈隣接して公共施設等があるカ所ではそれらと連続的な緑化を行う〉



中央湖（松江市）
都市公園との一体整備



北田川（松江市）
隣接小学校との一体整備



京橋川（松江市）
都市公園との一体整備

〈堤防斜面では周辺景観を考慮し、季節感等の演出を図るよう配慮する〉



五衛門川（斐川町）
堤防に咲いているかすみ草



玉湯川（玉湯町）
桜による緑化



三刀屋川（三刀屋町）
桜による緑化



斐伊川（木次町）
えん堤裏の桜とツツジによる緑化



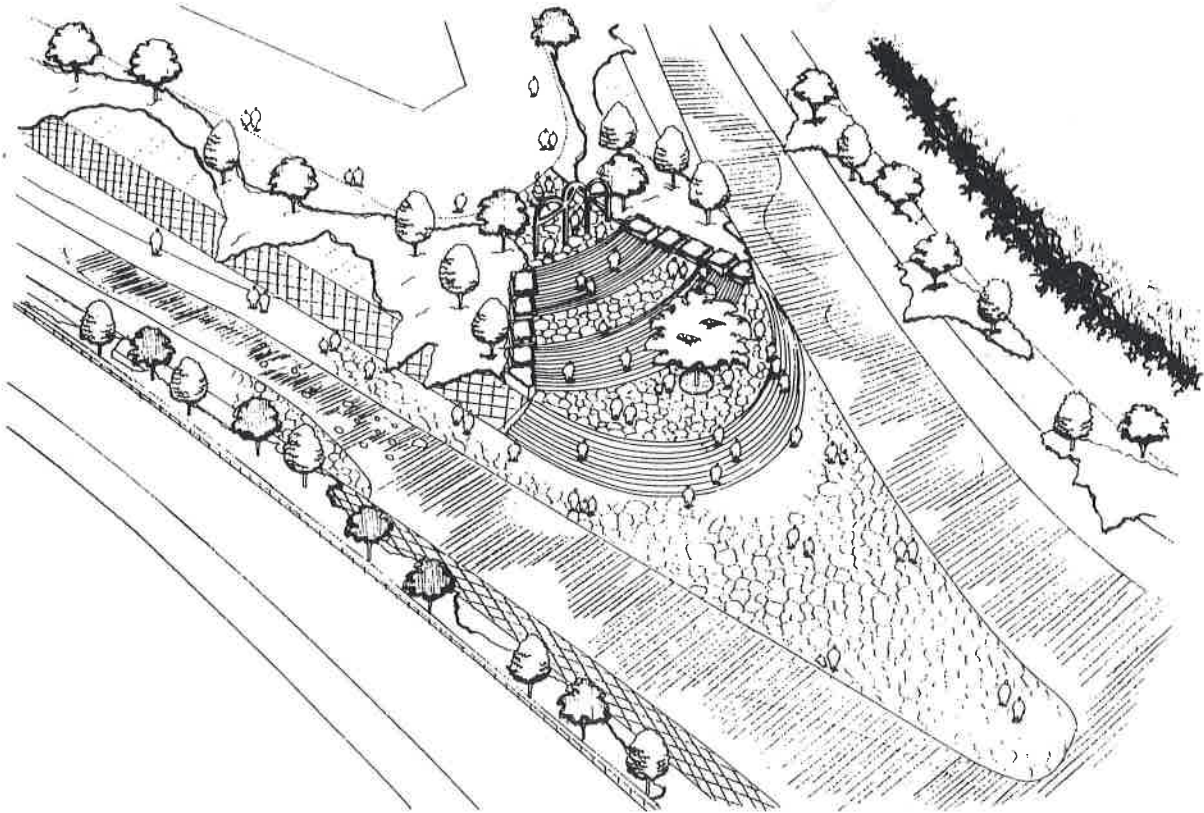
益田川（益田市）
えん堤を拡幅して緑化した例



飯梨川（広瀬町）
バーベナによる緑化

〈河川合流部の緑化整備〉

河川合流部は、治水対策上重要なポイントであるとともに景観上も重要なポイントであり治水に配慮しながら緑化を推進すると共に、憩いの場として整備を進めていく。



北田川（松江市）
河川合流部の緑化された憩いの場

■その他水辺地

※湖沼等の水辺地では、湖沼の環境保全に重点を置き、周辺植生や生態系へ配慮した緑化が望まれる。

湖岸植物群落の機能

働 き		植物群落	水辺林群落	湿地植物群落	抽水植物群落	浮葉植物群落	沈水植物群落
動物の棲み場	魚・エビ類の産卵と稚魚・幼生の棲み場				○	○	○
	野鳥の営巣・育雛・隠れ場	○	○	○	○	+	○
	野鳥への餌の供給	○	○	○	○	○	○
	昆虫類・両生類の棲み場と餌の供給	○	○	○	○	○	○
	底生動物や貝類への餌の供給	+	+	○	○	○	○
	付着生物の着生基体				○	○	○
そ の	水質の浄化	土砂や汚濁物質の流入阻止 有機物の分解浄化 湖水と底泥から栄養塩の吸収 植物プランクトンの抑制	○	○	○	○	+
	湖岸の保護	密生した根茎による侵食防止 密生群落による波消しとしぶき防止	○	○	○	+	+
他	資源の供給	人間の食べ物 生活用品の材料 家畜の餌と農地の肥料	○	○	○	○	○
			○	○	○	+	+
			○	○	○	○	○
	穏やかな水辺景観の形成		○	○	○	○	+

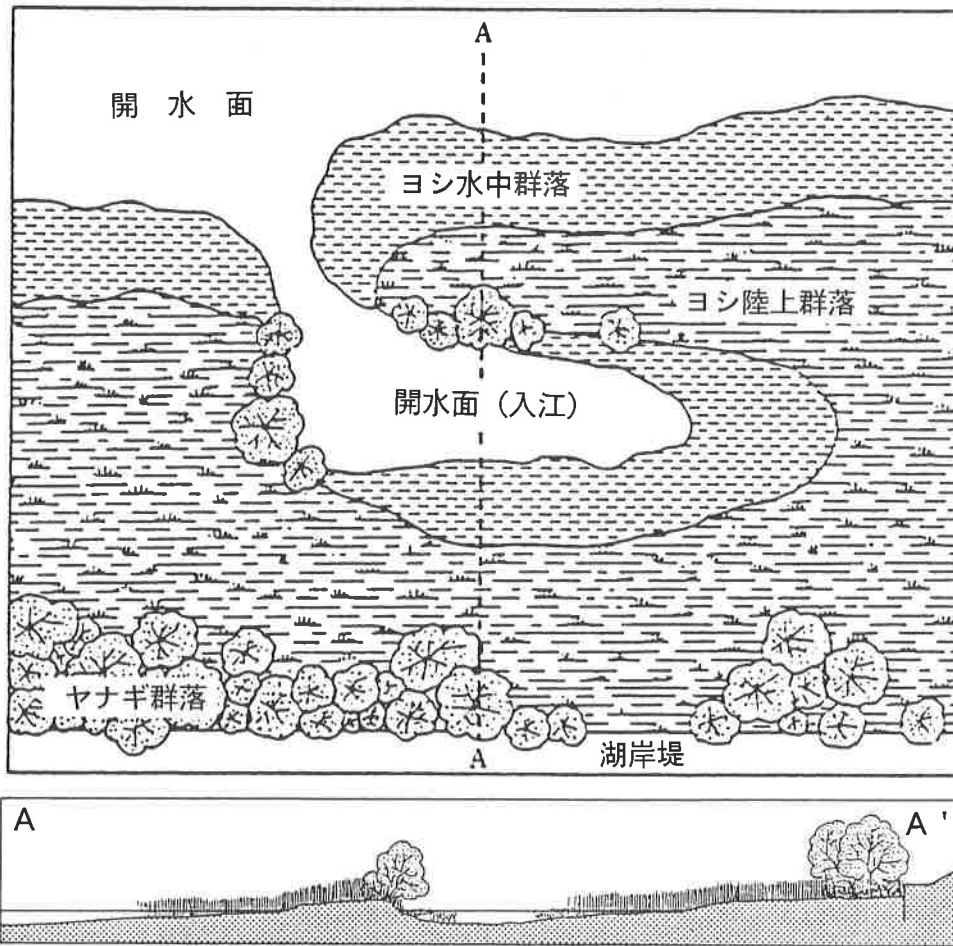
(出典：「自然環境復元の技術」 平成4年6月 朝倉書店)

緑化指針

※多様な生息環境を創出する植栽を行う。

※水質が悪化している場所では、水質浄化機能を持つ植物の植栽などにより、水質の浄化に努める。

〈多様な生息環境を創出する植栽を行う〉



(出典：「自然環境復元の技術」 平成4年6月 朝倉書店)

4) ダム・堰堤等

■基本的な考え方

ダム・堰堤等は、治山、砂防、治水及び利水など、重要な役割を果たしているが、大規模な構造物であることから、周辺の環境に大きな影響を与えるため、周辺の環境の変化と景観に特に配慮する必要がある。

■整備の考え方

1. 自然景観の改変をできる限り抑えるなど、周辺の景観と調和するよう努めること。
2. 地域の整備計画と整合した良好な景観と新しい水辺空間の創出に努めること。

■ダム・堰堤

1. ダム及び堰堤の本体は、安全性や機能に支障のない範囲内で、周辺の景観と調和した意匠となるよう配慮すること。
2. 附属施設は、意匠、素材及び色彩が周辺の景観と調和するよう配慮すること。

緑化指針

- ・自然と構造物の調和を図るために、工事により損なわれた自然の復元も含めて積極的に緑化修景を行う。
- ※堰堤周辺は大規模な構造物の出現により景観が大きく改変する場所であり、景観を和らげるよう緑化を図る。
- ※ダム湖周辺の緑化と演出を図る
- ※大規模ダムではレクリエーション利用に対応した緑化を進める。

緑化手法及び留意点

〈堰堤周辺の緑化〉

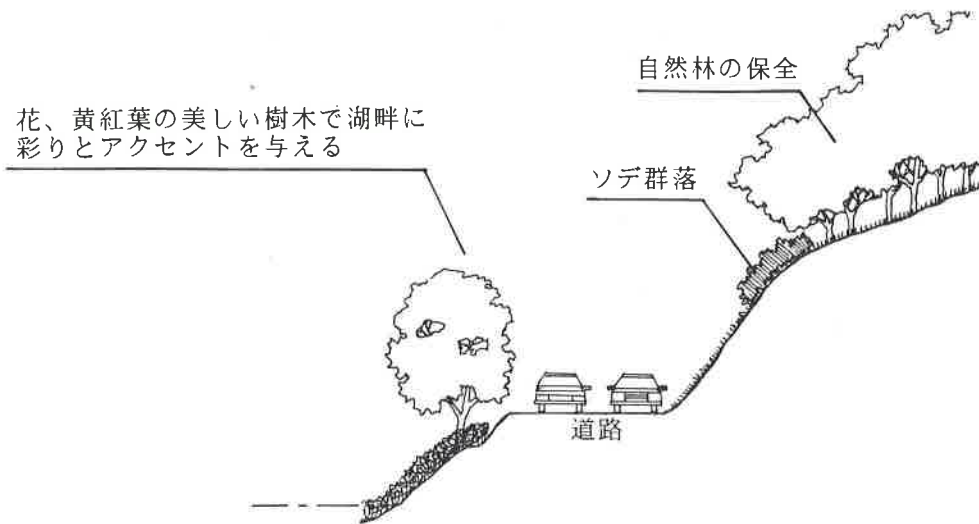


布部ダム（広瀬町）
堤体周辺に植栽をして景観を和らげている



裏匹見生活環境保全林（匹見町）
自然風の植栽と石組みによるえん堤の修景

〈周回道路の緑化〉



浜田ダム（浜田市）
ダム湖周辺は桜の花で美しい



御部ダム（三隅町）
ポケットスペースの緑化

5) 急傾斜地崩壊対策施設

■ 基本的な考え方

1. 構造、形態、意匠、素材及び色彩については、できる限り周辺の景観への影響を緩和するよう配慮するとともに、緑化工法の併用に努めること。
2. 周囲の斜面の植生をできる限り保全するよう努めること。

緑化指針

- ・ 背景となる景観との違和感を和らげるよう緑化修景する。
- ・ 法枠の中詰め部分に植栽を施す。
- ・ モルタル吹き付け法面についても緑化を図るよう検討する。

緑化手法及び留意点

II. 4. 1) 法面 (P 86) 参照

6) 港湾・漁港

港湾や漁港は、海上交通や流通、漁港基地等地域産業の拠点としての役割はもちろん豊かな生活空間の場としての役割を担っている。

港湾や漁港が点在している日本海沿岸は、一部が国立公園に指定されるなど、景勝地に恵まれ、美しい海岸が形づくられている。

したがって、これらの整備に当たっては、日本海沿岸の良好な景観に配慮する必要がある。

■整備の考え方

1. 機能に支障のない範囲内で、良好な景観に配慮するとともに、周辺の景観と調和するよう努めること。
2. できる限りゆとりを持った公共空間を創造するため、緑化や公園の整備手法により、親近感と潤いの創出に努めること。

緑化指針

※港湾緑地等の整備を進め、沿岸部の緑拠点を形成する。

※陸域からの景観のみならず、シンボル性の演出など、入港してくる船舶からの眺望にも配慮して緑化を行う。

※樹木に対する潮風や土壌のアルカリ化など環境圧が大きいので適切な植栽基盤の造成に努める必要がある。

その他留意事項

※耐潮性、耐風性のある樹種の選定に留意すること → IV. 3. 樹木リスト (P142) 参照

※港湾緑地は以下のように区分されそれぞれの機能に応じた緑化を行う

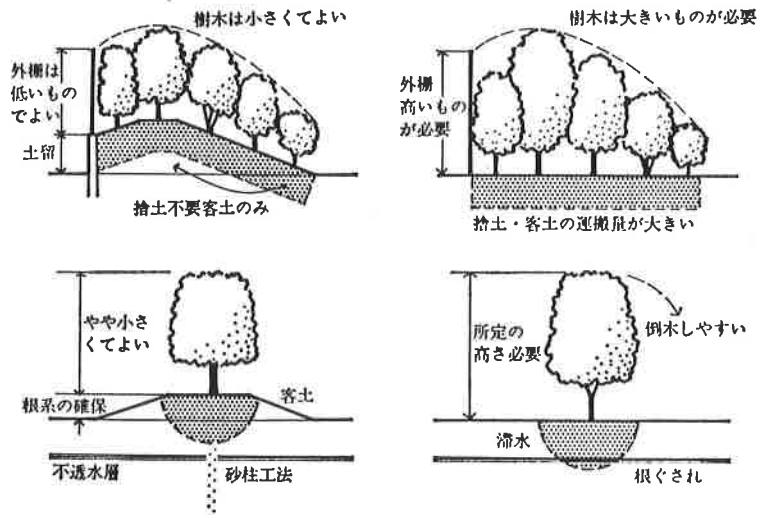
港湾緑地の区分と機能

緑地の区分	機能	位置	標準規模	緑化の内容
シンボル緑地	都市景観との調和	水際線で港湾の眺望点	10～50ha	緑化率30～60% 周辺部陰藪植栽
休息緑地	港湾就業者の休息	誘致距離500m	0.3～0.6ha	緑陰、芝生等
緩衝緑地	騒音緩和・大気浄化 気象緩和・防災	後背市街地との間		グリーンベルト
避難緑地	避難・救急拠点	半径1.5km程度の範囲 の住居人口等に対応	最低10ha以上 避難人口 1～2人/m ²	外周防火植栽 水面の確保
道路沿緑地	安全性・快適性	道路沿		植栽(修景)
修景緑地	風致・美観	道路沿 画一的空間の分割 歩道沿線	幅 5～20m 幅 10～20m 幅 5～20m	植栽
レクリエーション 緑地	レクリエーション	海浜部または市街地 との対応 誘致距離1.5～2.0km		外周部植栽 芝生等

(出典：「造園ハンドブック」 昭和53年11月 技報堂出版)

〈植栽基盤の造成〉

盛り土による植栽基盤の造成



(出典：「造園ハンドブック」 昭和53年11月 技報堂出版)



松江港緑地 (松江市)



森山港緑地 (美保関町)

7) 海岸

東西に細長い島根県の海岸は、古代から引き継がれた文化や美しい自然に恵まれ、人々の憩いとやすらぎの場となっている。

このすばらしい海岸を守るため、できる限り自然の海岸を保全するとともに、砂浜の侵食に対する保全対策については、自然と一体となった整備に努める必要がある。

■整備の考え方

1. 周辺的环境と調和した整備に努めること。
2. 親水性のある施設の整備に努めること。

■護岸堤防等

防災機能及び安全性に支障のない範囲で自然素材を活用し、周辺の景観との調和に努めるとともに海浜とのふれあいに配慮すること。

緑化指針

- ※連続した緑を創出するよう堤防背後の緑化を推進する。
- ※護岸改修時に植栽可能地を創出し緑豊かな海岸線の創出を図る。
- ※飛砂防止等の必要のある箇所では、海岸の緑化を進める。

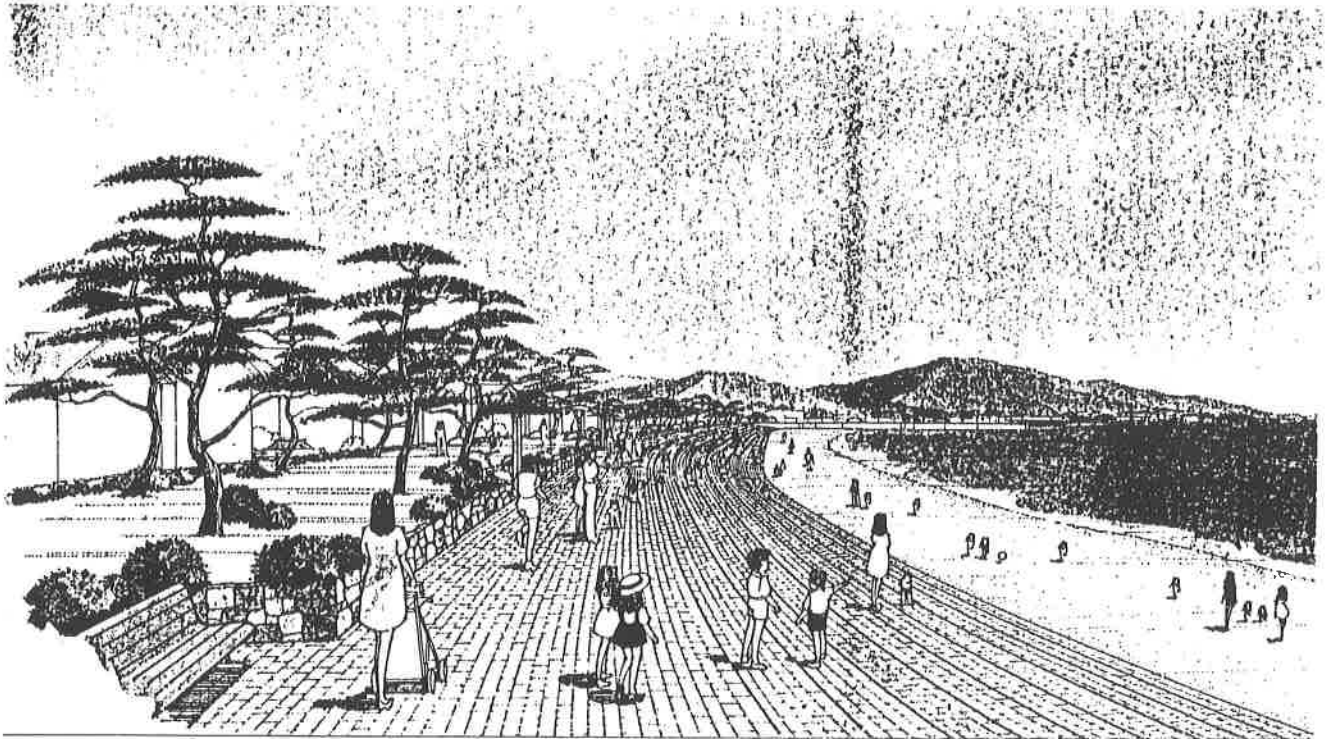
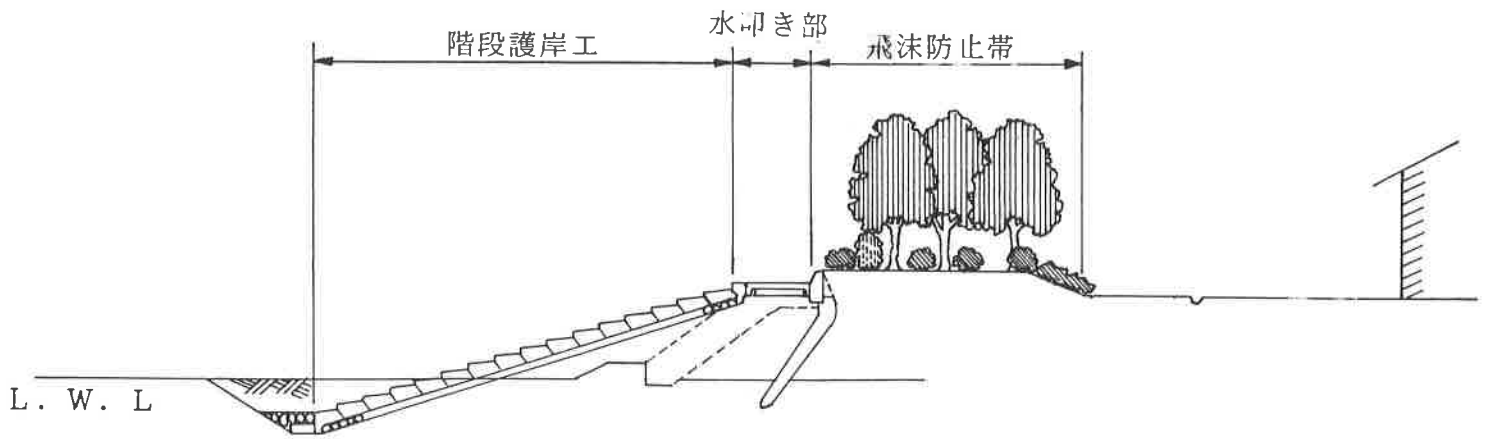
その他留意事項

樹種の選定に当たっては次の点に留意する必要がある

- ・栄養分や水分に対する要求が少ないもの
- ・温度の急激な変化によく耐えるもの
- ・飛砂、潮風、寒風等の害に耐えるもの
- ・よくうっぺいを保ち、落葉、落枝等によって地力を増進するもの

→ IV. 3. 樹木リスト (P142) 参照

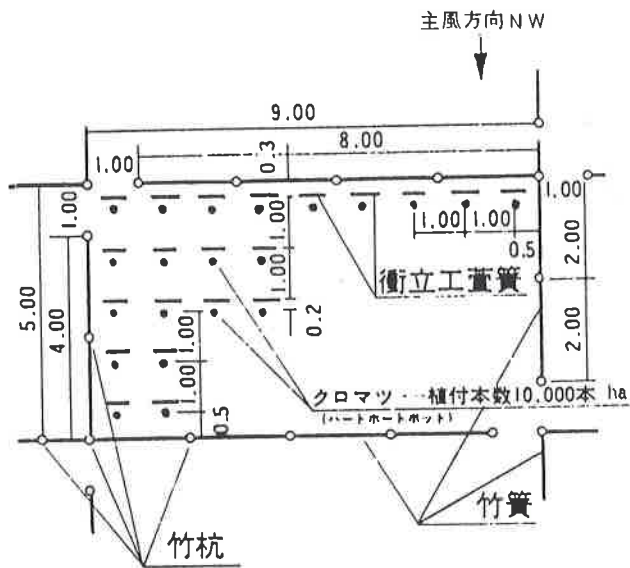
〈飛沫防止帯の設置による植栽可能地の創出と緑化〉



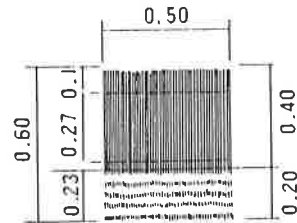
周囲の景観と調和した緑豊かな海岸線

〈砂地における緑化例〉

植栽工・防風工配置図



衝立工(萱簀)標準図



(出典：「治山技術写真図説」 治山研究会)



稲佐の浜 (大社町)
クロマツの苗木による防風植栽



石見海浜公園 (浜田市)
海岸性植物による緑化

8) 公園等

■ 基本的な考え方

自然公園、都市公園等においては、憩いの場、自然とのふれあいと探勝の場、野外レクリエーション活動の場として利用されている。公園等の整備に当たっては、地域の自然、歴史、文化等の特性を活かすとともに、地域の快適な環境づくりに努める必要があるが、公園の性格が異なるため、それぞれの目的に応じた整備が必要である。

■ 整備の考え方

1. 地域の自然、歴史、及び文化に配慮すること。
2. 地域の快適な環境空間が創出されるよう努めること。
3. 周辺の景観との統一性及び連続性を確保するとともに、調和するよう努めること。

■ 緑化

植栽については、自然公園においては、自然植生を考慮するとともに、在来樹種など地域に適した樹種の選定に配慮し、都市公園等においては、季節感のある景観を創出するような樹種の選定に配慮すること。

緑化指針

- ・自然公園においては、既存の植生の保全に努めるとともに、周辺の自然植生と調和のとれた在来樹種等による緑化を図る。
 - ・都市公園等においては、地域の生育環境に適した樹種等による緑化を図るとともに、四季を通じて味わいのある景観を創り出すよう花木や落葉樹等の樹種選定に配慮する。また、既存樹木の活用に努める。
- ※原則すべてが緑地であり、都市や集落における緑の核として位置づけられるものであり各公園の設置目的、機能を勘案しながら、将来「森」を形成するような緑あふれる計画とする。
- ※都市内の小規模公園においては、公園利用者や周辺通過者の安全性を考慮しながら、出来るだけ開かれた公園となるよう計画する。
- ※隣接する各種の施設（道路や河川、公共施設等）と一体的な整備を推進し、良好な景観を創出する。
- ※規模の大きな公園におけるアプローチ道路も公園の一部であり積極的に緑化演出を行う。

その他の留意点

都市公園においては、緑化面積率の基準が示されており、これを満足するよう緑化を図っていく必要がある。

表 緑化面積率基準

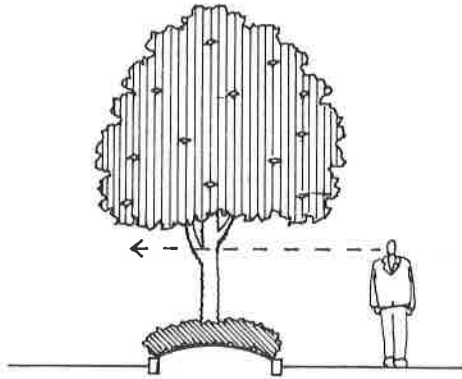
種 別	緑化面積率
街区公園	30%
近隣公園	50%
地区公園	50%
総合公園	50%
運動公園	30%
特殊公園	—
緑 地	80%

(出典：都市緑化推進対策要綱)

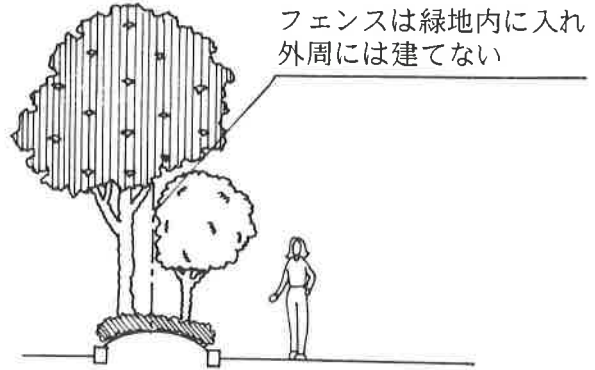
緑化手法及び留意点

〈都市内の小規模公園〉

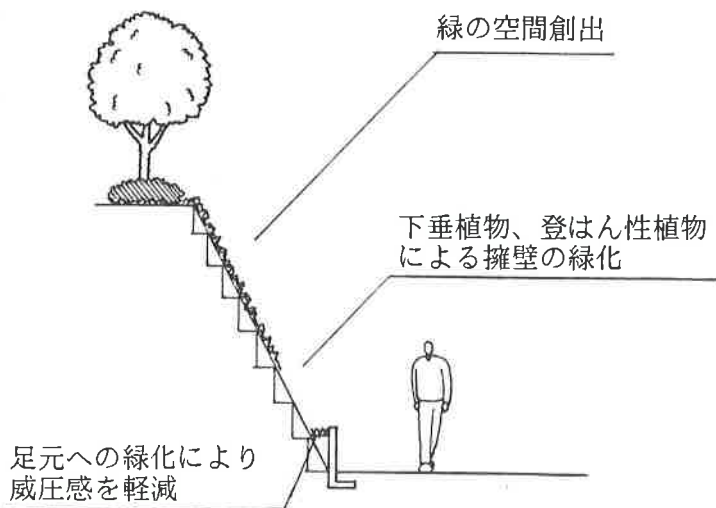
公園外周については公共施設に準じて緑化を図るものとする



明るく開放的な空間づくり



フェンスは緑地内に入れ
外周には建てない



緑の空間創出

下垂植物、登はん性植物
による擁壁の緑化

足元への緑化により
威圧感を軽減

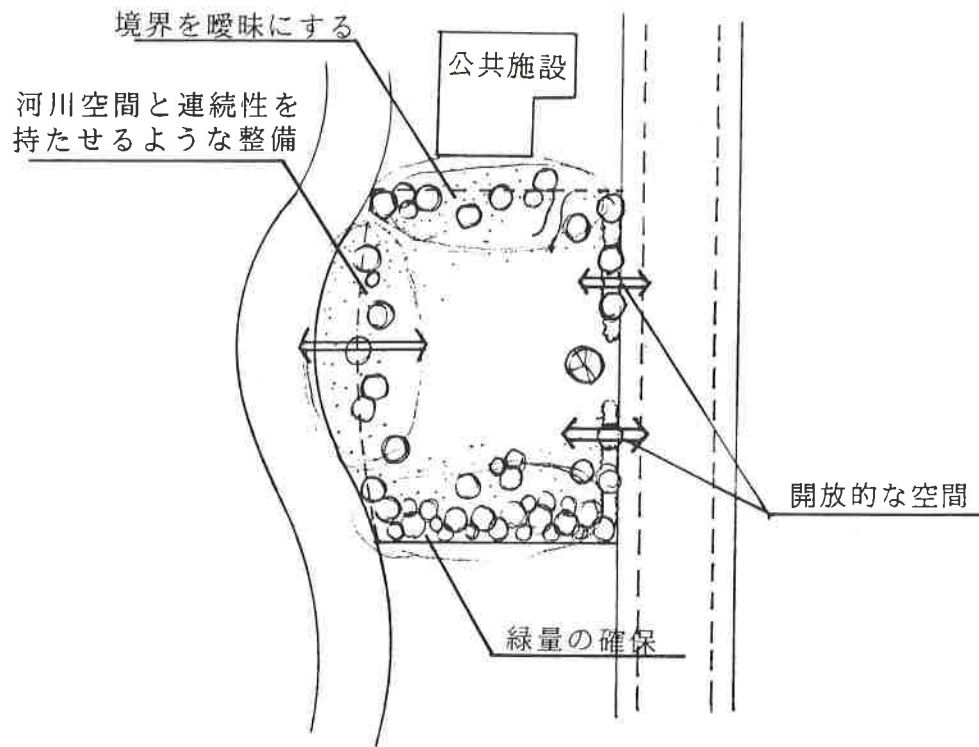


北公園（松江市）



楽山公園（松江市）
緑化ウォールによる外周部の緑化

〈隣接する各種の施設（道路や河川、公共施設等）と一体的な整備を推進し、良好な景観を創出する〉



北公園（松江市）
河川との一体的整備



白渦公園（松江市）
道路との一体整備

〈規模の大きな公園におけるアプローチ道路の緑化演出を行う〉
規模の大きな公園ではアプローチ道路がつくられる事があるが、このアプローチ道路も公園の一部であり、積極的な緑化修景を行う。



広瀬町総合公園進入路（広瀬町）
ブロック積み擁壁前面を低木と高木で修景



石見海浜公園進入路（浜田市）
両脇の法面と一体的に緑化



松江市総合運動公園進入路（松江市）
松並木とオカメザサで緑化

9) 公共建築物

■ 基本的考え方

行政サービス施設、集会施設、学校施設、供給処理施設等の建築物（以下「公共建築物」という。）は、地域生活と深い関わりを持ち、多数の人々が訪れ利用する場である。したがって、こうした公共建築物については、ゆとりと潤いの場として親しみのある施設とすると共に、将来の地域の文化的資産となるよう整備に努める必要がある。

■ 整備の考え方

1. 位置、構造、形態、意匠及び色彩については、地域の風土、歴史及び文化の面から配慮し、周辺の景観と調和するよう努めること。
2. 規模の大きい公共建築物は地域のランドマークとなるものであり、地域文化を反映した象徴性の高いものとなるよう配慮し、地域の景観形成に良好な影響を与えるよう努めること。

■ 敷地の緑化

1. 周辺の景観との調和や緑陰など潤いの場の創造に努めること。
2. 花きや実の生る樹木などによって四季感の創出に努めること。

- ・ 緑化に当たっては高木、中木、低木のバランスのとれた配置を行い、樹形が建築物の形態と調和するような樹種を選択する。
- ・ 樹姿または樹勢が優れた既存の樹林がある場合は、修景に活かすよう配慮する。
- ・ 緑をいつも良好な状態に保つよう維持管理に努める。

本緑化指針においては、施設の規模や性格から次のような区分によりそれぞれ緑化指針を述べるものとする。

- ① 庁舎、集会施設、病院（規模の比較的大きなもの）など、不特定の利用があり、かつ一定の人が長時間にわたり過ごすもの。
- ② 学校（小学校、中学校、高等学校など）
- ③ その他小規模な施設
- ④ 公営住宅団地 単体のものは 民有地の緑化指針 1) 住宅地の項参照
- ⑤ 供給処理施設等

■庁舎、集会施設、病院等（大規模なもの）

基本的な考え方

庁舎や規模の大きな集会施設は県や市町村を代表する顔となる施設であり、緑化による景観形成を住民にアピールできる施設である。従って、良好な緑化を推進し良好な地域景観の形成を図っていく必要がある。

緑化指針

※地域のシンボルとなるように、それぞれの地域の歴史性を踏まえた大木に育つ樹木や特徴のある樹木の植栽を推進する。

（市町村の木や花の植栽 → 市町村の木、花（P181）参照）

※保安、安全上支障のない箇所以外は開かれた空間となるように、接道部は強度な遮蔽は避け、開放的な緑化を図る。

※住民や利用者などの憩いの場となるように、できるだけ広場を確保し、緑豊かな潤いのある休養スペースを創出する。

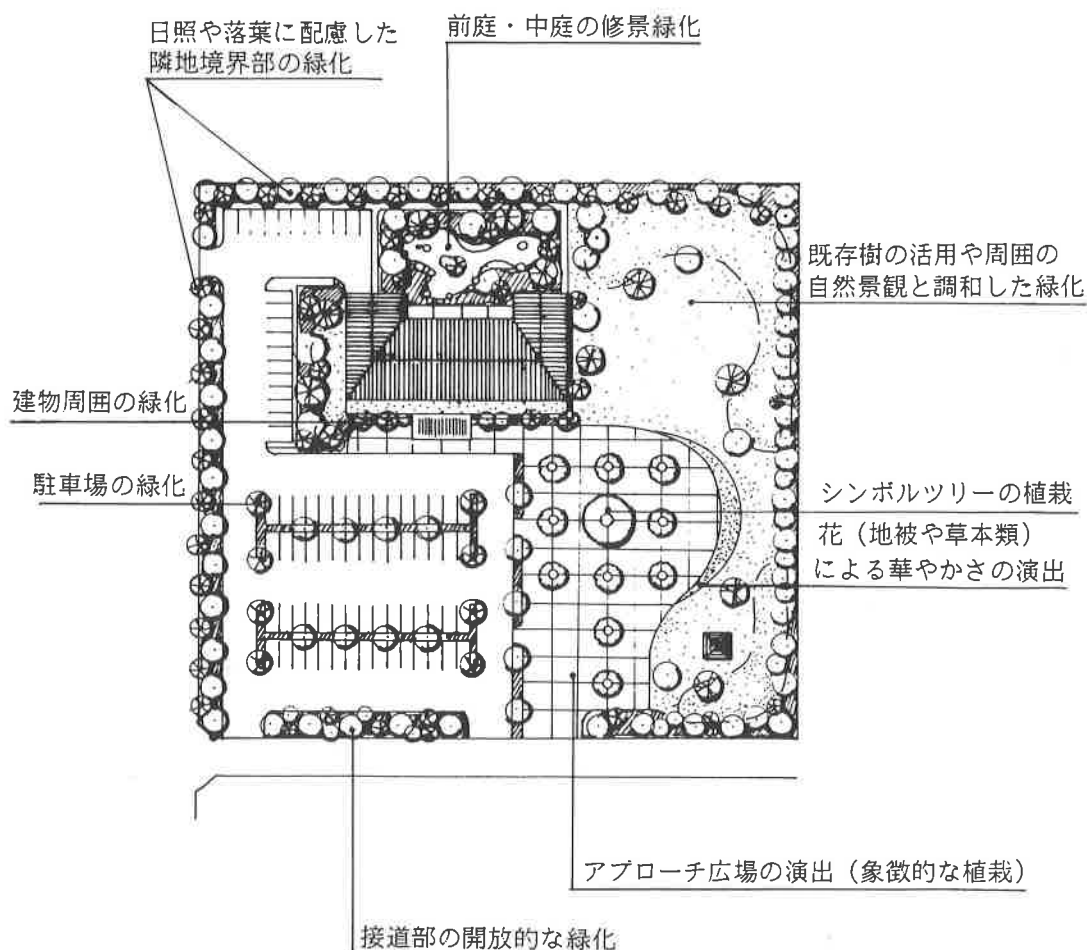
※庁舎等における執務者、病院における入院患者等のため、建物内部から見える緑や中庭の配置などにも配慮する。（四季感の演出や法面等の有効な活用）

※駐車場の規模も大きくなるため、駐車場の緑化を推進する。

→ II. 4. 6）駐車場（P 97）参照

緑化の手法及び留意点

庁舎植栽パターン図



■学 校

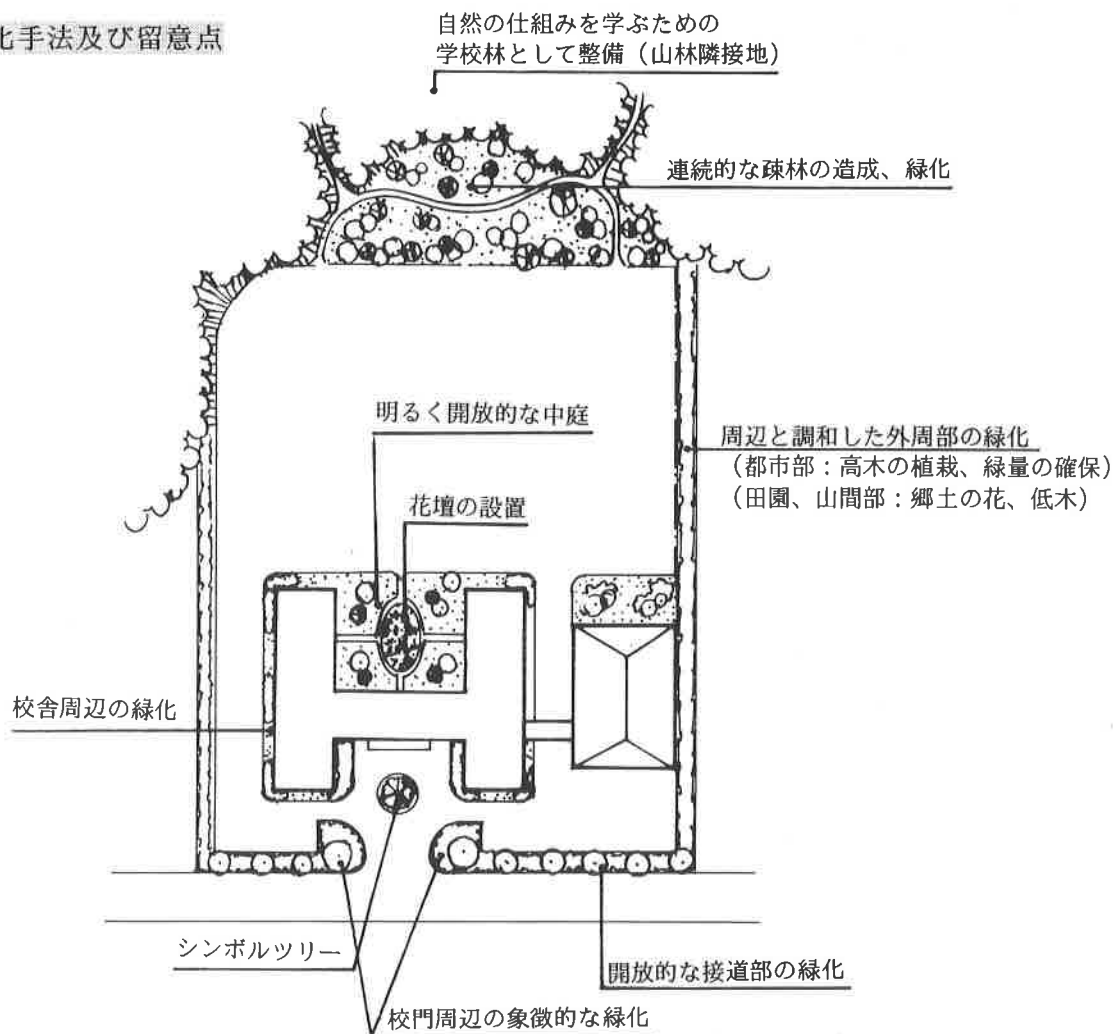
基本的な考え方

公共施設の中でも、学校は特に地域の核として、住民に親しまれなければならない施設であり、積極的な対応が必要である。また、緑化推進の基本的原動力となる緑化意識の向上は、幼い頃からの体験教育が必要であり、緑化を推進するにあたっては、極めて重要な施設であり、官庁などの一般公共施設の考え方に加え、以下の視点での緑化を推進する。

緑化指針

- ※敷地的にも余裕があることから、地域の緑の核となるようなボリューム感のある緑化を推進するとともに、地域の特色を持たせた緑化を推進する。
- ※感受性の強い学童時に、思い出に残るように、シンボルツリーなどシンボリックな植栽をする。
- ※地球環境問題が着目され、学校における環境教育が重要視されつつあり、学校の緑化は修景的な面及び従来の理科的教材園の機能に加え、自然生態園的な要素や情操教育のためにも鳥類、昆虫類を呼ぶ食餌木等も取り入れた植栽が必要である。→ 餌木は樹木リスト(P174)参照
- ※安全上支障のない箇所では、極力開かれた緑化を推進する。
- ※防球フェンス等が歩道等に接する箇所では、敷地に余裕のあるところでは、内部の緑化に加えて歩道側にも植栽帯を設置することを検討する。

緑化手法及び留意点



■その他小規模な施設

基本的な考え方

※地域の集会所等は、地域の人々に日常的な利用がされる施設である。従って、地域住民により密着した緑化が望まれる。

緑化指針

※敷地的にも緑化余力があまりないことから、接道部や建物周囲に重点を置いた緑化を進める。

※周辺住民や利用者が参加して植物の育生や管理ができる花壇等の設置を図るなど、地域社会に密着した緑化を進める。

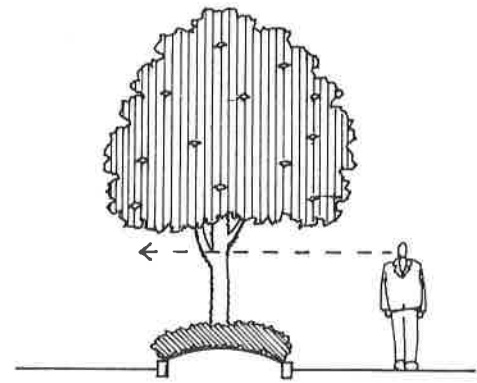
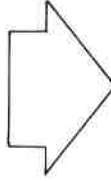
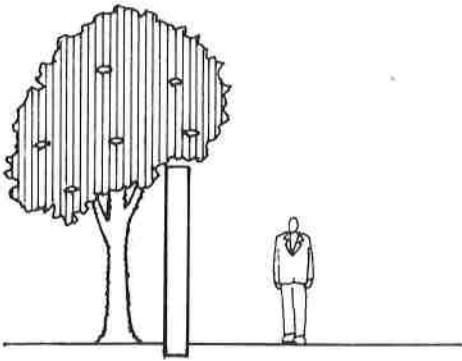
緑化手法及び留意点

〈花壇等の設置〉

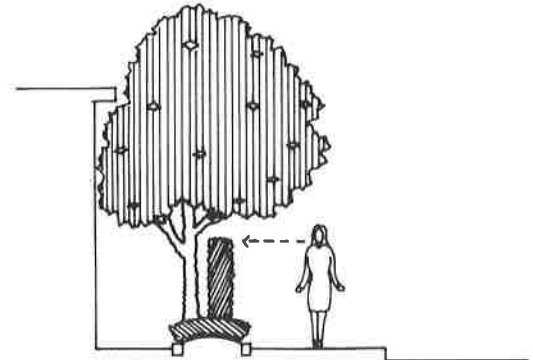
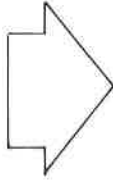
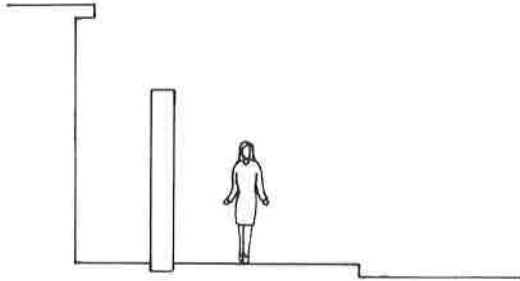


下古志公民館（出雲市）
花壇等による緑化

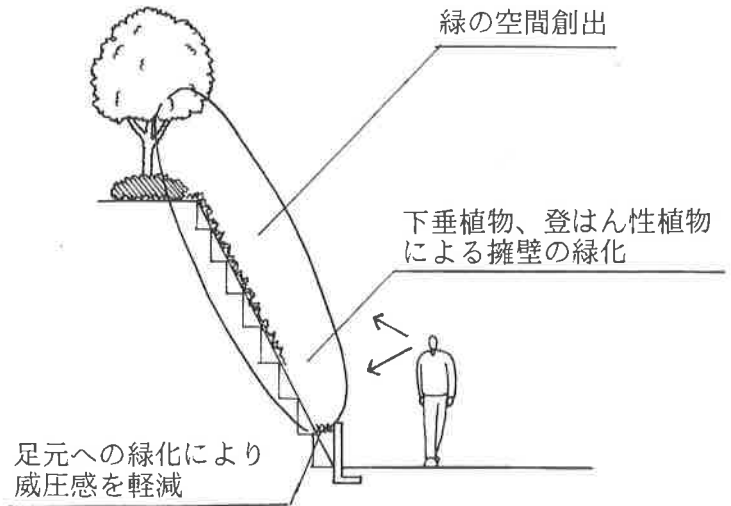
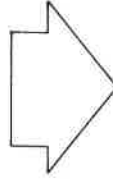
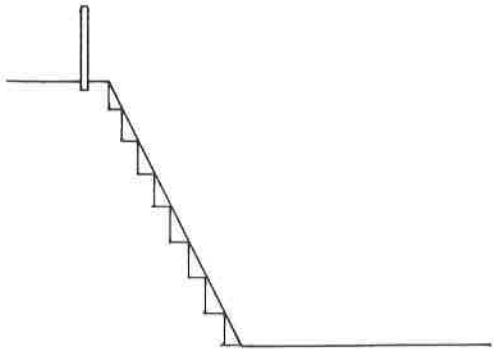
< 接続部 >



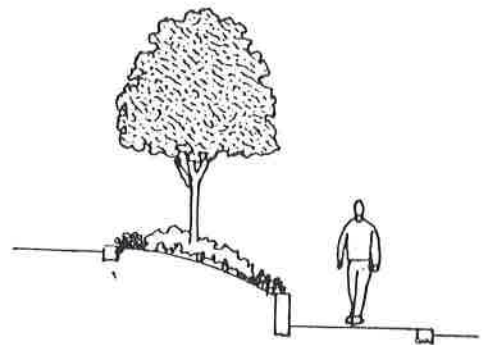
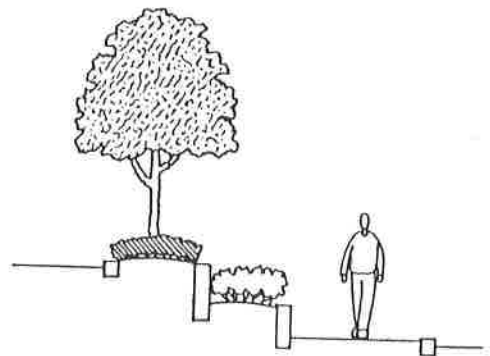
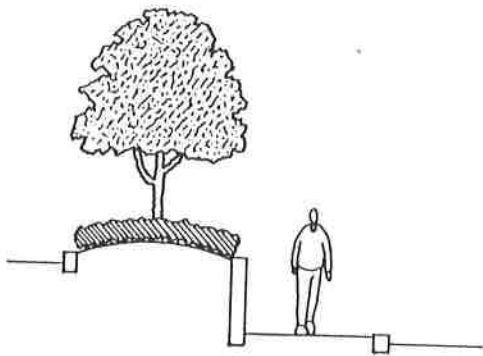
明るく開放的な空間づくり



遮蔽を要する箇所は生垣を用いる



〈接道部〉



威圧感を軽減する工夫を行う

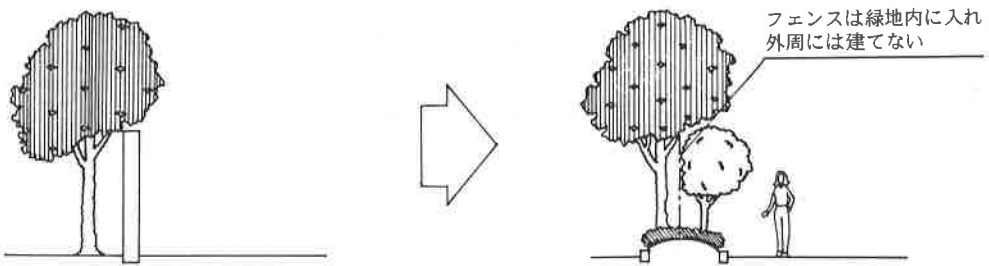
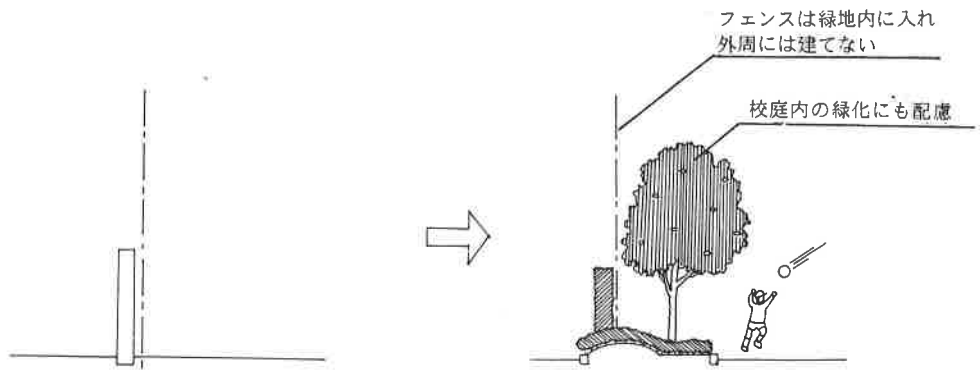


(益田市)
植込部のコンクリート壁が、威圧感を
与えている

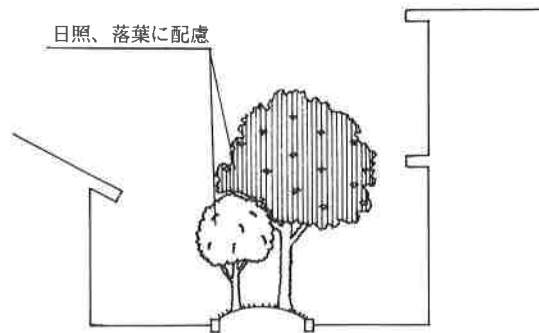


プラバホール (松江市)
開放的で緑豊かな接道部

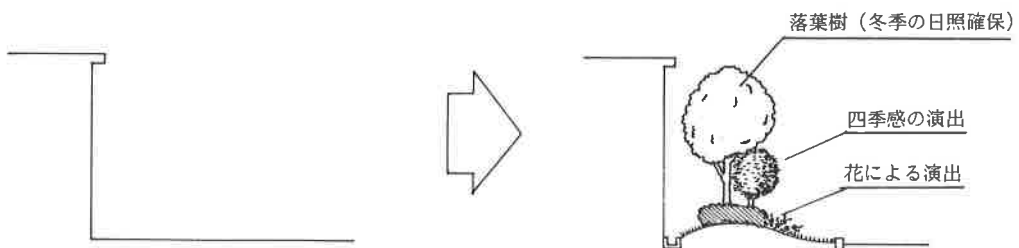
<外周>



<建物周囲>



大きく育てても支障のないように配慮



<シンボルツリー>



益田市合同庁舎（益田市）
ロータリーへのヤマモモのシンボルツリー

<仕様スペース>



島根県庁（松江市）
芝生と緑陰樹による広い休養広場

<入口の演出>



プラバホール（松江市）



益田市立図書館（益田市）

<建物周囲>



島根県民会館（松江市）



出雲空港（斐川町）

<外周部>



今市小学校（出雲市）
管理の行き届いた外周緑化



島根医科大学（出雲市）
ボリュームのある外周緑化



湖東中学校（松江市）
フェンス前の緑化

<シンボル樹の活用>



瑞穂小学校（瑞穂町）
メタセコイアのシンボルツリー

<中庭>



益田市立図書館（益田市）

■公営住宅団地

基本的な考え方

※多くの人々が居住し、生活しているこの施設では、外部からの景観を整えることはむろんのこと、生活環境の豊かさに資するための緑化を推進していく必要がある。

緑化指針

※団地周囲は緑の豊富な植栽を行う。（既存樹林等がある場合には積極的に活用を図る）
※住棟間は、居室への日照等に配慮しつつ、四季の変化を感じさせる緑化を行う。
（黄紅葉の美しい樹木、花木、食餌木等の植栽）→ IV. 3. 樹木リスト（P142）
※居住者のための共有のオープンスペースの確保を行う。
※駐輪場等の工作物を緑で囲む。

緑化手法及び留意点

<緑豊かな周辺の緑化>



淞北台団地（松江市）

<四季感あふれる住棟間の緑化>



県営青山団地（江津市）
住宅周辺や広場に四季感のある植栽

<緑量の少ない周囲植栽>



（益田市）

<居住者共有のオープンスペースの確保>



糺団地（安来市）

■供給処理施設

基本的な考え方

供給処理施設はその機能上、設備機器等がむき出しになっており景観的に乱雑なイメージを与えたりしがちなものや危険性を伴うため環境のイメージを低下させるものとして受けとめられているものも多い。このような周辺への好ましくない影響を防止する必要があるものもある一方、地域との一体感を形成していくことが望まれるものもあり施設の機能に応じた緑化が望まれる。

緑化指針

※周辺景観と調和した、遮蔽・緩衝のための緑化を重点的に行う。

緑化手法及び留意点

〈周辺環境に配慮した緩衝緑地帯〉



東部浄化センター（松江市）



（松江市）
緑化されていない例



サンドミュージアム（仁摩町）
野外設備を植栽によって遮蔽

10) 用地造成、開発等

■基本的な考え方

公共建築物、住宅団地等の敷地造成、圃場整備、埋立て及び干拓（以下「用地造成等」という。）に当たっては、安全性への配慮のほか、潤いとゆとりを確保した計画に努める必要がある。

■整備の考え方

「公共事業等景観形成指針」

1. 原地形をできる限り残すよう配慮した用地造成等を工夫すること。
2. 自然地形に沿った工法を導入するなど、周辺の景観と調和するよう努めること。
3. 主要展望地からの眺望に配慮すること。
4. 敷地内の緑化に努めること。

「大規模行為景観形成基準」

イ 変更後の形状

- 1 長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。

- ①法面は緑化可能な勾配とすること。
- ②擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。

(運用指針)

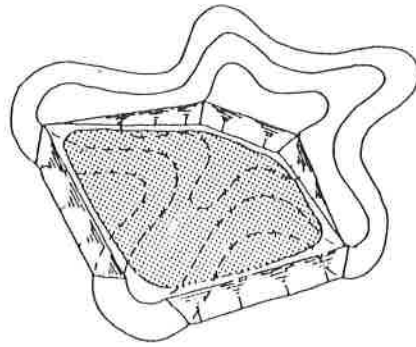
- ①できる限りもとの地形を生かし、地形の改変が少なくなるような計画とすること。
- ②高い擁壁、長い擁壁等の大規模な構造物が生じないように計画とすること。
- ③擁壁は、垂直壁を避け、できる限り低いものとすること。
- ④擁壁の壁面については、威圧感、圧迫感を和らげるよう配慮すること。
- ⑤緑化、植栽可能なブロック等の使用により、擁壁の緑化に努めること。

緑化指針

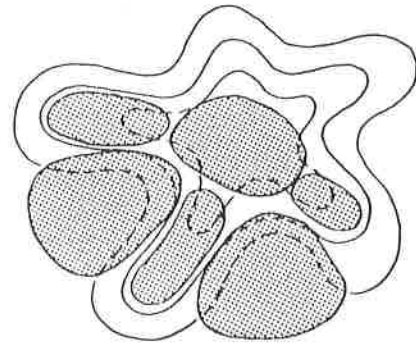
- ※原則として、保全、回復、整備する緑地を連結し緑地のネットワークをつくる。
- ※回復する緑地については、修景もさることながら、生態系に重点を置いた計画とする。
- ※周辺の自然環境や景観に調和した緑化を図る。
- ※土質土壌が植栽地として適していないところは、表土の利用や置き換え等により植栽土壌の適正化に努める。
- ※森林の伐開面を保護するため、林縁部を保護する植栽を行う。

その他の留意点

地形を生かし、地形に馴染んだ造成を行う



自然破壊の大きい大造成
による開発



地形を生かし、自然にな
ごんだ造成による開発

(出典：「景観からのまちづくり」)



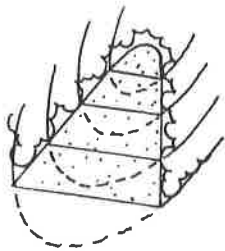
最初の状況



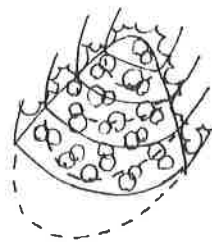
好ましくない



好ましい



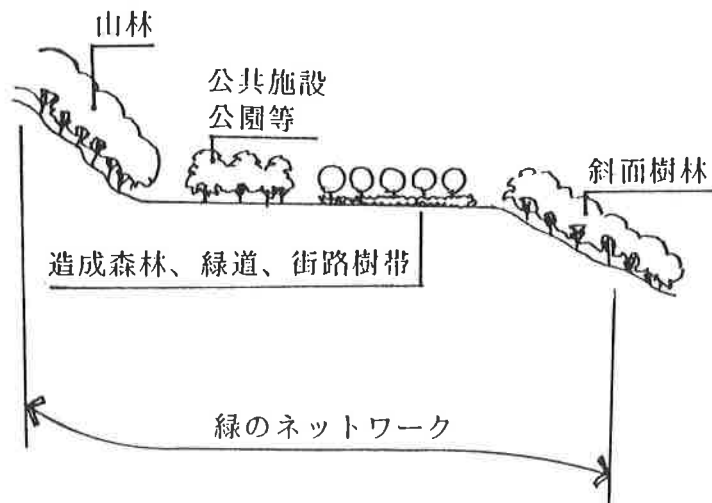
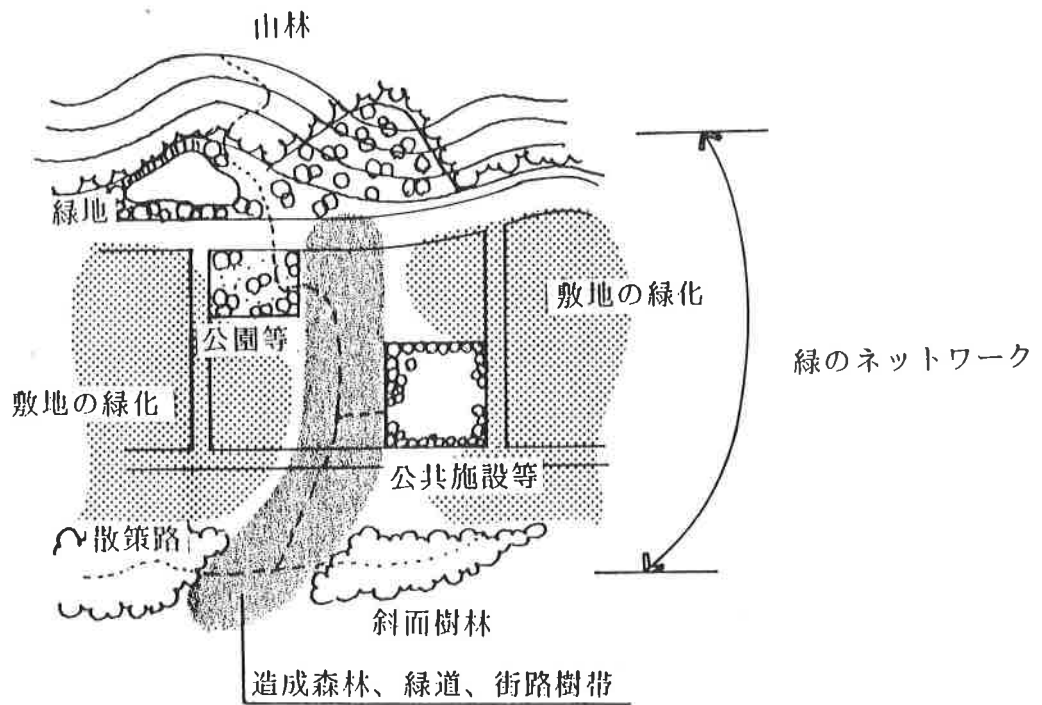
直線的な造成は
地形になじみにくい



曲線を使い自然な感じに仕上げる
樹林の回復を図る

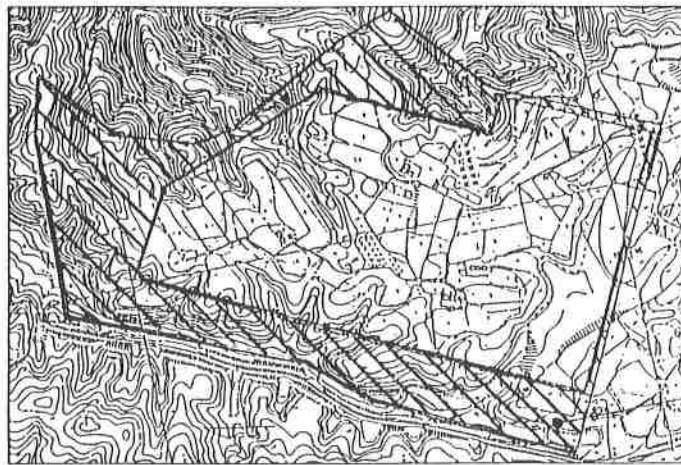
緑化手法及び留意点

〈原則として、保全、回復、整備する緑地が連結され、緑地系統として配置する〉



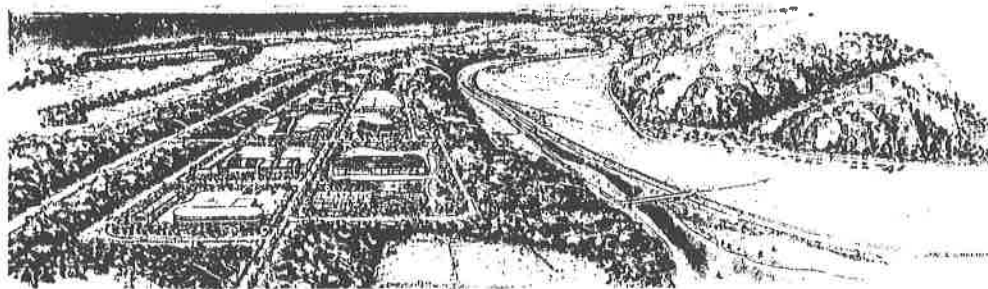
〈周辺の自然環境や景観に調和した緑化を図る〉

用地取得に当たっては造成地周辺の緑の残地樹林も合わせて取得することが望まれる。

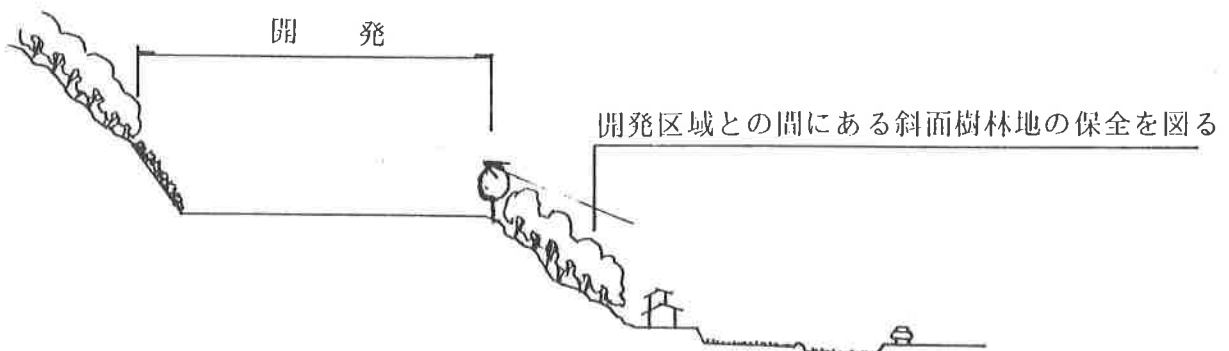


益田拠点工業団地造成事業
益田市虫追町羽原
事業区域面積 63.5ha
分譲面積 45 ha
残地樹林面積 18.5ha

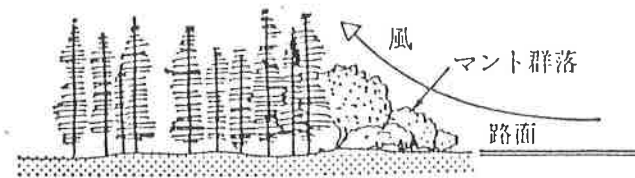
 残地樹林



周辺に残地樹林を残した、益田拠点工業団地イメージ



〈森林の伐開面を保護するため、林縁部を保護する植栽を行う〉



- (a) 計画路線に面する部分の森林を抜き切りして(上図), 道路が完成するまでに林縁を保護する植生(マント群落)を育成する(下図)



- (b) 森林の伐開面を保護するために、林縁部分に成長の早い落葉広葉樹などの樹木を植栽する

(出典:「緑地生態学」 平成5年11月 朝倉書店)

〈表土の保全〉

植栽に必要な表土が不足することは、植物の生育に大きな支障を及ぼすことになる。このような地盤に植栽する場合には、開発造成計画に先立って、対象地域の土壌の調査を行い、利用可能な表土をはぎ取って保存しておき、造成後に埋め戻して利用することが求められる。表土保全、施工の流れは次のようになっている。

表 表土保全の流れ

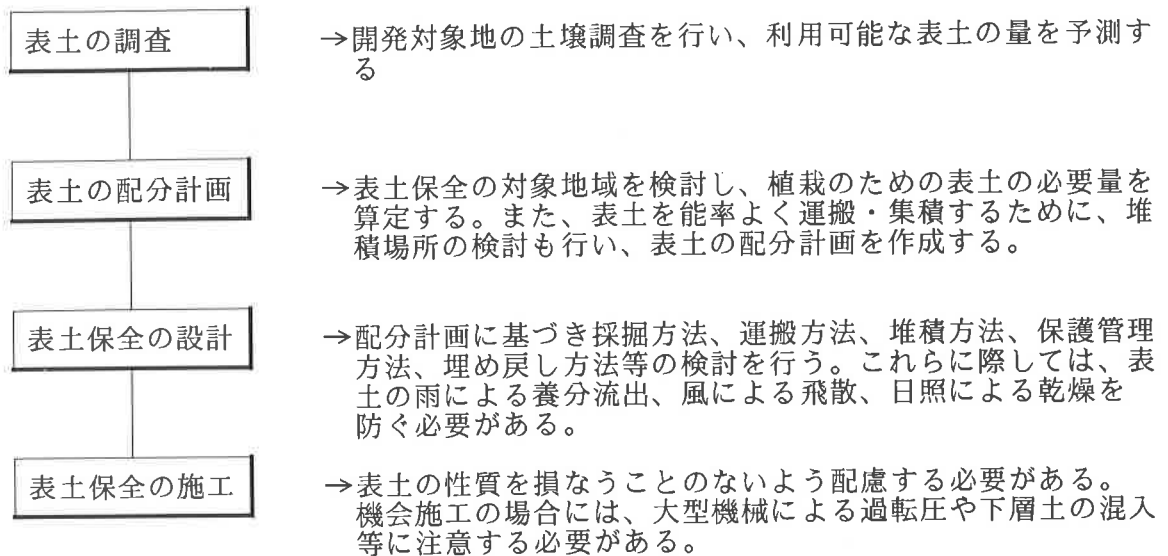
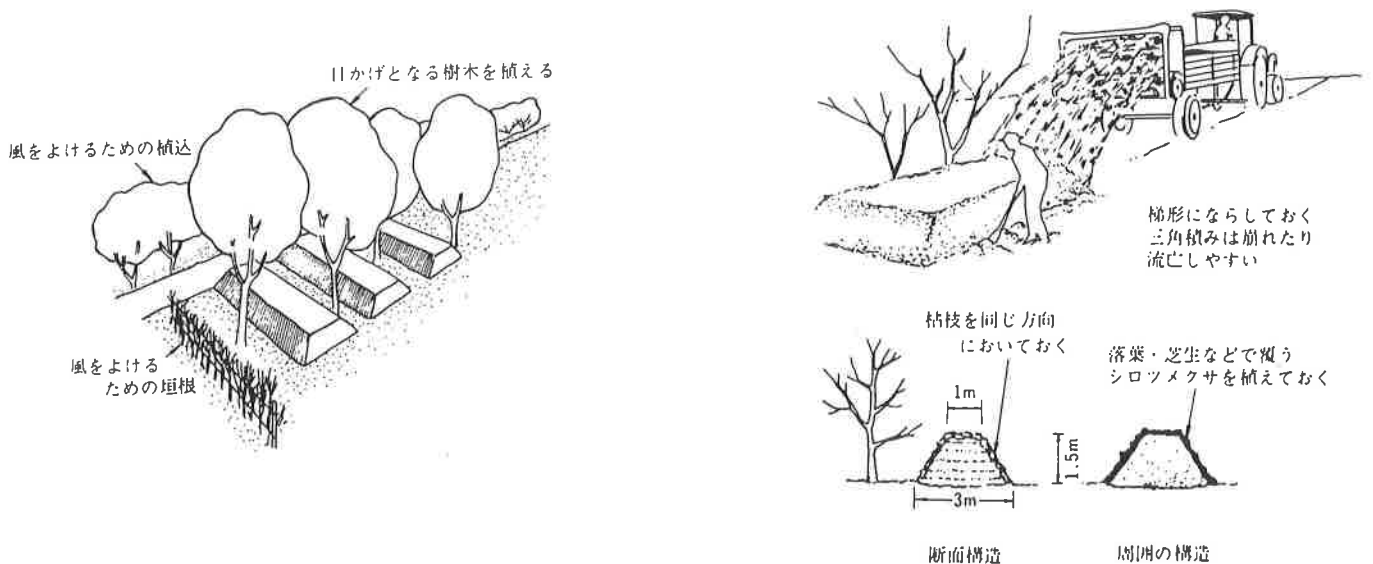


図 表土保全の例



(以上 出典：「樹木の設計」 昭和52年10月 産業技術センター)

3. 民有地の指針

1) 住宅地

■基本的な考え方

※特に接道部の緑化を中心に推進し、緑豊かな街並みを創出していく必要がある。

緑化の指針

※接道部の生け垣化や敷地内の緑化を推進し緑豊かな住宅地の形成を図る。

※良好な街並み形成のため各種制度の活用を図る。→ IV. 7. 関連制度等(P194)参照

・生垣化緑化助成

・緑化協定締結の促進

・地区計画制度の活用

・建築協定締結の促進

・景観形成住民協定締結の推進

→ IV. 7. 関連制度等(P194)参照

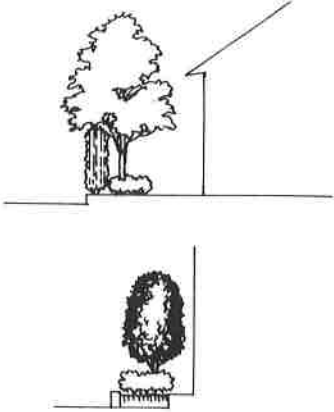
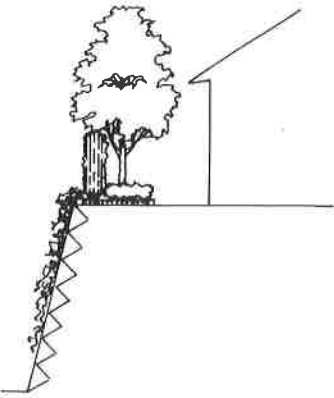
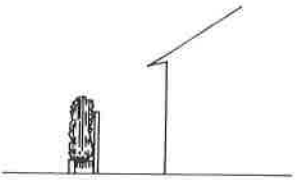
※集合住宅では、上記の他付帯する駐車場や境界部などデッドスペースへの積極的な緑化を推進する。

※住宅団地等における擁壁の緑化を推進する。

→ II. 4. 2) 擁壁(P 92)参照

緑化手法及び留意点

接道タイプによる現況改善のための、緑化の基本的方向は次のように整理される。

接道タイプ	緑化の基本的方向	
高木、低木等により緑化が図られているもの	<ul style="list-style-type: none"> ●高木の無い所での高木植栽の推進 ●生垣化の推進 	
緑化されているものの囲障等により、緑が閉ざされているもの	<ul style="list-style-type: none"> ●囲障の撤去 ●生垣化の推進 ●高木植栽の推進 	
緑化余地（スペース）があるが、緑化が図られていないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●生垣化の推進 ●高木植栽の推進 	
高木、低木、擁壁の緑化が図られているもの	<ul style="list-style-type: none"> ●高木植栽の推進 ●生け垣化の推進 	
緑化余地（スペース）があるが緑化が図られていないもの	<ul style="list-style-type: none"> ●擁壁上部の植栽 ●壁面の緑化 	
擁壁等で壁面となっているもの	<ul style="list-style-type: none"> ●壁面の緑化 	
防犯、安全上課題のある地区	<ul style="list-style-type: none"> ●塀のセットバックと接道部への緑化 	

〈接道部の緑化〉 一戸建て住宅ー
個人の緑から地域の緑への移行



平成ニュータウン（松江市）
外に向って開かれた緑



日下地区（出雲市）
生垣による緑化



馬木北地区（出雲市）
生垣による緑化



朝日ヶ丘住宅（松江市）
マツバギクによる壁面緑化



上乃木町（松江市）
ナツツタによるコンクリート塀の緑化

〈各種協定制度の活用〉



青山団地（江津市）

〈付帯施設の緑化〉

集合住宅等の駐車場や屋外設備を緑で囲う



コーポラティブ乃木の里（松江市）

〈集合住宅の緑化〉

接道部を美しく



松江市内のアパート
生垣+高木の緑化



松江市内のマンション
中木+低木の緑化

2) 商業・業務地

■基本的な考え方

※商業施設のある地域は、その地域を代表（まちの顔）する空間であり、積極的な緑化を推進し、その都市（まち）にふさわしい良好な景観の形成を図る。

緑化指針

※都市（まち）の中心部であり、緑化スペースの確保が重要な課題であり、その空間創出のためオープンスペースの確保を推進する。

※壁面のセットバック等により隣接する道路と一体的な整備を推進する。

※緑化スペースが無いところでは、プランター（花）等の設置により、潤いのあるまち並を形成する。（商店街で統一して行うとかなり効果的である。）

※壁面等の緑化を推進する

※主要眺望地から望見できる大規模な建築物では、屋上緑化の検討も行う。

※特定事業者景観形成協定や景観形成住民協定の締結促進を図り、緑化を推進する。

→ IV. 7. 関連制度等（P194）参照

〈建物足元－接道部－の緑化〉



事務所ビル（松江市）
高木＋低木植込の緑化



事業所ビル（松江市）
花木による足元緑化



ショッピングセンター（平田市）
中木＋低木植込の緑化

〈オープンスペースの確保〉



スティックビル (松江市)



事業所ビル (桜江町)

〈道路と一体的な整備〉



スティックビル (松江市)
壁面のセットバックによる歩道への緑化スペースの確保

〈プランターによる街並みの演出〉



商店街 (桜江町)



雨森地区 (滋賀県)

〈壁面の緑化〉

- ・壁面は植物の生育環境としては厳しい条件下に置かれることが多く、十分な植栽基盤の確保と環境圧対策が必要となる。



喫茶店 (松江市)
ナツヅタによる壁面緑化

3) 工業地

■ 基本的な考え方

※工場施設は、小規模なものから大規模、集団的なものまでであるが、建物としても機能が優先され、殺風景なものが多く、周辺景観に与える影響も大きく積極的な緑化を推進する。

●工場緑化の目的は次のように整理される。

地域に対して ┌ ・地域社会との調和（地域環境の向上）

└ ・公害、災害の防止、緩和

企業に対して ┌ ・企業イメージの向上、宣伝

└ ・生産、労働環境の保全

└ ・近代化のシンボルとしての美化、修景

（参考：「樹木の設計」 昭和52年10月 産業技術センター）

緑化指針

※外周に、必要に応じ盛り土処理等を行い、幅広く高密度な植栽帯を形成する。

※建物の前庭や、従業員のための休養スペースとしての緑化を図る。

※工業団地については上記目的の他、次のような効用が必要とされ、これに対応した緑化を推進する。 → II. 2. 10) 用地造成、開発等 (P 70) 参照

また、一定規模の工場地では、工場立地法に基づいた緑地量の確保も必要である。

→ IV. 7. 関連制度等 (P194) 参照

㊦生活環境の保全

㊧貴重な自然、文化財等の保全

㊨地域景観の保全

㊩地域社会および住民との交流

㊪労働環境の向上

※駐車場の緑化を推進する → II. 1. 6) 駐車場 (P 97) 参照

※特定事業者景観形成協定、建築協定の締結促進を図り、緑化の推進を行う。

→ IV. 7. 関連制度等 (P194) 参照

※緑化余地（スペース）もあまりない工場では接道部及び外周沿いの重点的な緑化を推進する。

緑化の手法及び留意点

〈接道部の緑化〉



長浜工業団地（出雲市）
幅広い外周緑地

〈敷地内の緑化〉

憩いのためのスペースづくり



横田町内の工場

4) 鉱物の掘採又は土石の採取地

■ 基本的考え方

イ 遮へい

- (1) 敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。
- (2) 敷地周囲の緑化等により周囲の道路からの遮蔽措置を講じること。

ロ 事後の措置

- (1) 長大な擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。

- ①法面は緑化可能な勾配とすること。
- ②擁壁は周囲の景観と調和した形態及び素材とすること。

- (2) 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

ハ その他

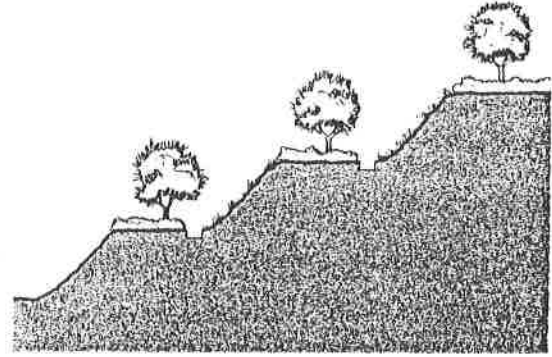
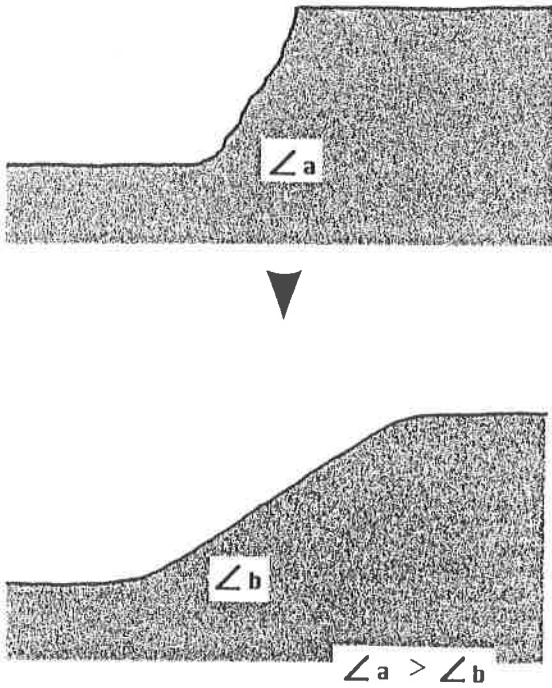
主要な展望地及び道路等の公共用地から採掘又は採取の場所ができる限り見えないよう、採掘又は採取の方法を工夫すること。

緑化指針

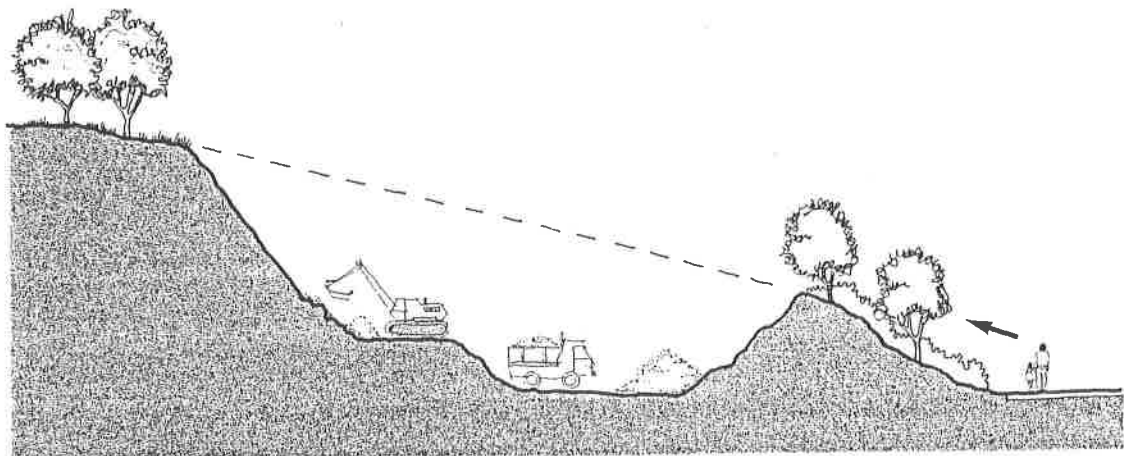
- ・法面は緑化可能な勾配とすること。 → II. 4. 1) 法面 (P 86) 参照
- ・小段は、植栽の可能な幅とすること。
- ・採取跡地が主要な眺望地から望見できる場合には、良好な景観を保全・形成するため、十分な修景緑化を行うこと。このため、最終残壁が岩盤である場合にも、厚層基材吹付工等の岩盤緑化工法により、確実な緑化を行うこと。→II. 4. 1) 法面 (P 86) 参照
- ・主要な展望地に面する箇所の地形又は植栽が遮蔽効果を有する場合には、採掘の順序、方法等を工夫することにより、遮蔽効果を有する箇所を終掘まで残地すること。
- ・採掘に先立ち除去した表土は、植物の生育上必要な養分を多く含んでいるので、採取終了跡地等の植栽に活用すること。 → II. 2. 10) 用地造成、開発等 (P 70) 参照

緑化手法及び留意点

〈小段は、植栽の可能な幅とすること〉



〈主要な展望地に面する箇所地形又は植栽が遮蔽効果を有する場合には、採掘の順序、方法等を工夫することにより、遮蔽効果を有する箇所を終掘まで残すこと。〉



4. 個別指針

1) 法面

■基本的な考え方

1. 構造及び形態については、できる限り周辺の景観と調和させ、緑化に努めること。
2. 安全上やむを得ず実施する法面工についても、できる限り緑化可能な工法の導入に努めること。

●特性・視点

- ・道路の法面などは連続的で規模が大きく非常に目立ちやすい存在であるので、できる限り周辺の地形になじむ工夫をすることが望まれる。

●位置・配置

- ・自然地形になじまない大きな法面が生じないように、道路や施設の位置、配置に配慮する。

●構造・形態

○切土法面

- ・植生による法面処理を基本とし、時間の経過と共に周囲の景観に同化させるよう配慮する。
- ・できる限り穏やかな法面勾配を採用し、法面から生じる圧迫感を軽減する。
- ・盛り土部との連続性に配慮してラウンディングを行う。
- ・法尻部分に自然石風の擁壁等を併用することで道路内景観がすっきりしたものになる場合がある。

○盛土法面

- ・盛土法面には周辺植生と調和する植生工により緑化することを基本とする。

●緑化

- ・法面の植栽に当たっては、以下の点を配慮して周辺の自然環境との調和を図ることが必要である。
- ・法面の自然回復に努める。(表土の復元)
- ・周辺の植生との調和を図る。
- ・周辺の緑との視覚的な連続性を高める植栽構成とする。

「大規模行為景観形成基準」では法面に関連して次のように示されている。

イ 変更後の形状

長大な法面又は擁壁を生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。

- ①法面は緑化可能な勾配とすること。
- ②擁壁は周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。

(運用指針)

- ①できる限りもとの地形を生かし、地形の改変が少なくなるような計画とすること。
- ②高い擁壁、長い擁壁等の大規模な構造物が生じないように計画とすること。
- ③擁壁は、垂直壁を避け、できる限り低いものとする。
- ④擁壁の壁面については、威圧感、圧迫感を和らげるよう配慮すること。
- ⑤緑化、植栽可能なブロック等の使用により、擁壁の緑化に努めること。

ロ 緑化

行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

(運用指針)

- ①地域の気候、風土、土壤に適合し、周辺の自然植生と調和した緑化、植栽を行うこと
- ②既存の樹木等の保存に努めるとともに、修景に活用すること。
- ③宅地造成等の一団地の開発に当たっては、緑地帯を多く確保するよう努めること。
- ④大規模な駐車場を設ける場合には、緑化、植栽に配慮すること。

以上のことから法面の緑化に関する指針を次のように設定する。

法面の緑化指針

- ※周辺の土地利用特性や自然環境を勘案し、望ましい将来の法面植生状況を定め、良好な景観の創出に資する緑化樹種の選定に当たること。
- ※山間部の道路造成など、やむを得ず長大な法面が出現する場合には、主要眺望地や主要道路などからの景観を考慮した法面の緑化を行う必要がある。
- ※既に出てきている緑化が図られていない法面についても景観対策の観点から緑化を積極的に図るものとする。
- ※安全性に配慮しながら、できるだけ法面勾配は何らかの工法で緑化可能な勾配とする。
(ただし、周辺の景観に考慮し、勾配を緩くすると返って景観破壊を大きくする場合等では、構造物等を適宜用いるものとする。)
- ※現在モルタルによって保護されている法面についても補修時等に安全性を考慮しながら緑化のできる構造にし、緑化を進めていくものとする。
- ※極力、緑化が極めて困難なモルタル法面は、用いない。

緑化手法及び留意点

〈周辺の土地利用特性や自然環境を勘案し良好な景観の創出に資する緑化樹種の選定に当たること。〉

- ・法面の土質、防災、景観、管理等の面から総合的に勘案し将来どのような法面を形成させるか決定し樹種の選定を行う必要があると同時にそれに応じた植生基盤等の植物生育条件への配慮が必要となる。

法面の植生構成の考え方としては次のように区分できる。

- ・自然公園や自然景観地など早期に周辺植生景観へ修復し林地とすべきとき
→木本被覆、遷移誘導
- ・開発地の造成法面等長期的には自然林へするのが望まれるとき →芝草放置、肥料木等
- ・防災上の観点等により草本のみで被覆するのが望まれるとき →芝草維持
- ・公園内など園地的取り扱いが望まれるとき →低木、花木維持、修景的樹林

(参考：「斜面緑化」 昭和57年12月 鹿島出版会)

なお、斜面勾配と将来の植物の生育状態の関係は下表の通りである。

のり面勾配と緑化の目標および緑化基礎工の選定上の目安

のり面勾配	緑化の目標	緑化基礎工
1:1.7よりゆるい (30度以下)	<ul style="list-style-type: none"> ・高木が優占する緑化が可能。 ・どの植生工でも使用可能。 ・生育が良好で植生被覆が完成すれば表面浸食の危険はない。 ・在来種の侵入が容易である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて排水工を設置する。
1:1.7~1:1.4 (30~35度)	<ul style="list-style-type: none"> ・35度付近は安息角であり、放置した場合に自然復旧する限界角度である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて排水工を設置する。
1:1.4~1:1 (35~45度)	<ul style="list-style-type: none"> ・中・低木が優占し、草本が地表を覆う程度の緑化をめざす。 ・高木を導入すると、将来生育基盤が不安定になることが十分予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生育基盤の安定を目的とする編棚・ネット等の緑化基礎工を設置する。
1:1~1:0.6 (45~60度)	<ul style="list-style-type: none"> ・低木や草本からなる丈の低い植物群落の復元をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生育基盤の安定を目的とするアンカーで固定した金網、のり枠等の強固な緑化基礎工を設置する。 ・崩落を防ぐために15cm以上の厚さに客土することを避ける。
1:0.6より急 (60度以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・60度以上の斜面にも植物の導入は可能であるが、将来崩落する危険性が高いので別途検討を要する。 	

(出典：道路土工 のり面工・斜面安定工指針)

また、工法も早期に木本類の導入を図る工法として、ポット苗+厚層基材吹付工を併用した工法も開発されている。

→ IV. 4. 法面緑化(P182) 参照

〈様々な植生法面〉



石見海浜公園（浜田市）
花木による緑化



万葉植物園（益田市）
四季折々の花木による緑化



角山農道（海士町）
岩肌面への植生



県立国際短期大学（浜田市）
法面は緑に、法尻は草花で修景



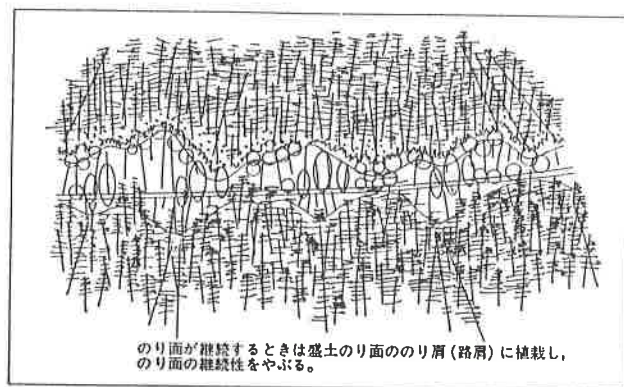
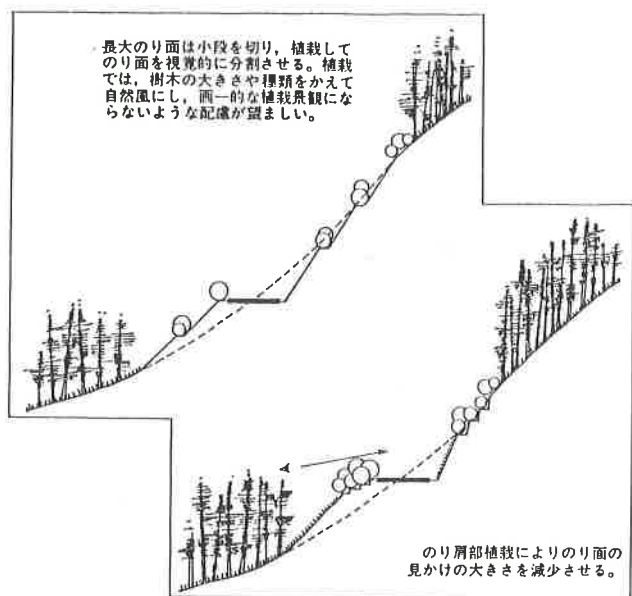
（多伎町）
林地への自然復元の困難なコンクリート法面



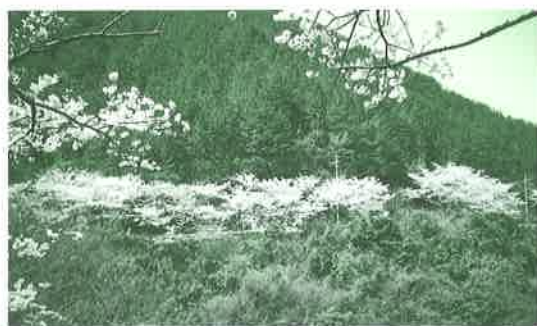
湖北広域農道（松江市）
林地へ復元した法面

〈長大法面〉

長大法面が出現してしまった時には、小段を切り植栽して（植栽する事を前提とした小段）法面を視覚的に分割することや、見かけの大きさを小さく見せるなど周囲の景観となじむ工夫を行う。



(出典：「斜面緑化」 昭和57年12月 鹿島出版会)



島根町チェリーロード（島根町）
桜の並木植栽により法面の連続性をやぶる

〈法面勾配は何らかの工法で緑化可能な勾配とする〉

法面に植生工を行う場合、植物の種類や工法によって異なるが一般的に限界勾配は60°とされている。

また、岩盤等で植生基盤が不足している法面では、緑化基礎工を行い厚層基材吹付工を施すなど、植物の生育条件を整える必要がある。

表 植生による法面保護工

工 程	施 工 方 法	使 用 材 料	補 助 材 料	使 用 植 物	施 行 直 後 の 耐 浸 食 性	適 用 地 質 条 件	備 考	
標準的な植生工	種子吹付工	ポンプを用いて敷布厚1cm未満に吹付ける。	種子、肥料、水、水質繊維、浸食防止層など	ネットあるいは金網、掘工、むしろ	外来草種、在来草種の一部	余りない	土壌高度20mm以下の粘性度、20mm以下の砂質	アスファルト層植生を行えば耐浸食性が增加する。切土では追肥の必要がある
	植生筋工(種子帯工)	人力施工による。	種子、肥料などを装着した堆積布		外来草種	ない	土壌の多い盛り土	小費の施工に適用する。
	張芝工	同上	切り芝	目申、掘土、目土	野芝	有り	土砂、礫まじり土砂のり面	小面積で遮断的效果が必要な場合に適用する。
	筋芝工	同上	ロール	同上	外来草種、野芝	同上	同上	同上
その他の植生工	厚層基材吹付工	モルタルガンを用いた土砂は3cm、岩は状況に応じて7~10cm厚に吹付ける	上、セメント、水、種子肥料など	金網	草種全般 水木全般	余りない	土壌成分が少ない岩片礫などの割合が多い土砂 きれつた多い岩	環境復元、のり面の長期安定増与する水木類の導入工法にする。外来草種主体の場合追肥の必要がある。一般に15°以下の緩勾配に適用する。
			有機基付、合成樹脂、水種子、肥料など	金網	同上	有り	同上の外、15°以上の急傾斜地	同上追肥の必要はない
			有機基付、セメント、水種子、肥料など	金網	同上	大きい	同上の外、礫岩、強散性土	同上
	客土吹付工	モルタルガンを用いて1~3cm厚に吹付けるアスファルト乳剤養生などを併用する	上、種子、肥料、水	金網、むしろ	草種全般 水種子	余りない	土壌成分が少ない岩片礫などの割合が多い土砂	環境復元、のり面の長期安定増与する水木類の導入工法にする。外来草種主体の場合追肥の必要がある。
	植生マット工 種子付ウラ伏工 種子他ウラ伏工	人力施工による。	種子、肥料などを装着したむしろなど	目申、掘土、目土	草種全般 水木種子の一部	大きい	土砂、礫まじり土砂のり面 乾燥地、凍上土質	むしろ代わりに堆積質、フェルト状のものもある。
	土のう工	土を土のうに結めたものを固定する	袋、土、種子、肥料	土のう固定用アンカー、砕工	草種全般 水木種子	同上	土壌硬度20mm以上の硬質土	勾配が15°以上では落下することがある。
	植生穴工	のり面に穿孔し施肥たうえに種子散布又土吹付け工を行う。	固形肥料、種子、肥料、水、水質繊維(又は土)浸食防止層など	金網	同上	余りない	同上	種子吹付工、客土吹付工に準ずる。
	樹木植栽工	人力施工による。	苗木、木	支柱	水木類		緩傾斜地	切土のり面への植栽は植穴からの浸透水による崩壊に注意する

(出典：道路土工 のり面工・斜面安定工指針)

表 緑化基礎工

工 種	仕 様 お よ び 企 画	適 応 条 件	特 徴				そ の 他	
			のり面凹凸の適応性	施 工 性	のり面地山の抑止効果	客土の安定性		
網 強 工	樹脂(ネット)	・合成繊維など	・客土厚さ50mm以下 ・地山硬度20以下 ・のり勾配1:1.0以下	良 い	非常に早く、良い	な し	良 い	工事費が安い
	金網(ラス)	・亜鉛メッキ鉄線 菱形金網 φ2.0~4.0mm 50~100mm目	・同上 ・のり勾配1:0.7	良 い	早くて良い	落石防止効果	良 い	工事費が安い
法 工	プラスチック枠	・プラスチック製 1,000x1,000程度 H=50~100mm ・円形、格子など多様	・主に盛土のり面の表面排水(エロージョン防止)として使用される	困 難	比較的早い	な し	不可 (のり枠と地山が密着しない) 雨水がのり枠を越流して客土を流出させる	客土が分断される
	銅製枠	・スチール製 同上 ・円形、格子など多様	・客土厚さ50mm以上で使用される ・のり勾配1:1.0以下	困 難	比較的早い	落石防止効果	不可 (同上)	同上
	金網枠 [トライフレームメッシュリング]	・亜鉛メッキ鉄線 金網 1,000x1,000程度 H=50~100mm ・円形、格子など多様	・客土厚さ50mm以上で使用される ・のり勾配1:0.7まで適用可能	良 い	良 い	落石防止効果	・のり枠が地山に密着 雨水が表面を流れない	・客土が分断されない ・金網のり枠と根糸が一体化して安定度が高くなる
	プレキャストコンクリート法枠	・コンクリート工場製品 t=100~150mm程度 ・円形、格子など多様	・客土厚さ100mm以上 ・勾配1:1.0以下	不 可	手間がかかり遅い	落石防止効果	良 い	客土が分断される
	吹付法枠工(フリフレーム工)	・吹付工法によりモルタルを打設する現場打設枠 ・断面、スパンなどが自由に設定できる	・勾配1:0.7程度まで可(緑化の可能範囲)	良 い	型枠を架設して吹付モルタルを打設するので上記に比べて手間がかかる	小崩壊防止効果	良 い	客土が分断されるがフリフレームに抑止効果があるので安定度は高い

その他、岩盤や法面崩壊の危険性のある場所においては、抑止工、抑制工を行い法面を安定させた上で、緑化工を施す必要がある。



生活環境保全林整備事業
施工中の法面（平田市）



施工後の法面
急斜面に潤いのある緑ができた



奥出雲オロチループ（横田町）
苗木植栽によってコンクリート法枠を
ぼかしている

2) 擁壁

■基本的な考え方

構造、形態、意匠及び素材については、できる限り周辺の景観と調和させると共に必要に応じて周囲の緑化に努めること。

緑化指針

- ・つる性植物により壁面を修景する。
 - ・擁壁の前面に植栽スペースを設け、壁面を部分的に隠蔽する。
 - ・擁壁天端に植栽を行う。
- ※緑化、植栽可能なブロック等の使用により擁壁の緑化に努めること。

緑化手法及び留意点

〈擁壁の前面に植栽スペースを設け、壁面を部分的に隠蔽する〉



深田グリーンクラブ（鹿島町）
擁壁前面の高木植栽



朝日ヶ丘住宅（松江市）
擁壁前面の低木植栽

〈擁壁天端に植栽を行う〉



乃木福富団地（松江市）
擁壁天端へのキツタの植栽

〈緑化、植栽可能なブロック等の使用により擁壁の緑化に努めること〉



生馬小学校（松江市）
緑化ブロックによる擁壁の修景

3) 護岸

■基本的な考え方

1. 構造、形態、意匠、及び素材については、できる限り周辺の景観との調和や生態系に配慮するとともに、親水性の確保に努めること。
2. 必要に応じて護岸周辺の緑化を図るように努めること。

緑化指針

- ・水域と陸域を違和感なく結びつけるよう、修景緑化に配慮する。
 - ・垂直に近いコンクリート護岸等の場合は護岸天端からつる性植物を垂らす等、景観を柔らかにする工夫をする。
- ※必要に応じ、緑化ブロック等の使用により護岸の緑化を行う。
※安全面の検討を踏まえた上で環境や生態系に配慮した護岸形式を採用する。

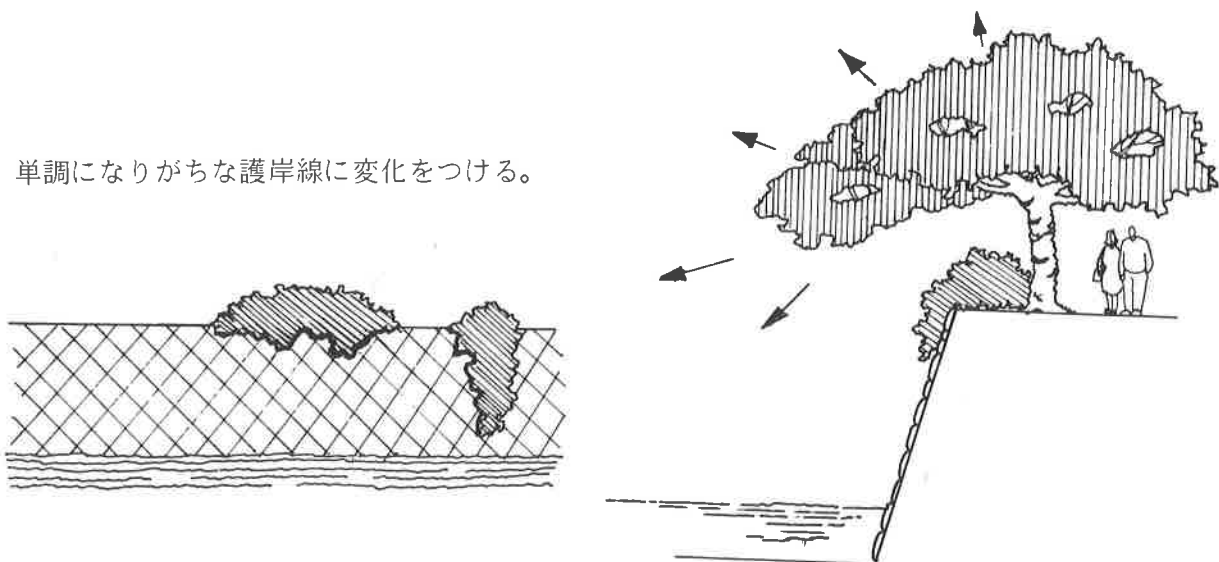
緑化手法及び留意点

〈水域と陸域を違和感なく結びつけるよう、修景緑化に配慮する〉

河岸の高木植栽に当たっては、管理道路の建築限界に配慮して樹形を維持していくことや、各種の構造物が植物の生育に障害を与えないよう配慮する必要がある。

枝葉が陽光と水気を求めて水面方向へ張り出す性質を利用し河川らしい景観をつくる。

単調になりがちな護岸線に変化をつける。



〈垂直に近いコンクリート護岸等の場合は護岸天端からつる性植物を垂らす等、景観を柔らかくする工夫をする〉



北田川（松江市）
つる性植物による水際の演出

〈必要に応じ、緑化ブロック等の使用により護岸の緑化を行う〉
水衝部やH. W. L以下など防災上支障のある箇所での使用はさける。



多伎塚川（多伎町）
自然石を用いた斜路、緑化ブロック等を採用した多自然型川づくり

4) 防護柵

■基本的な考え方

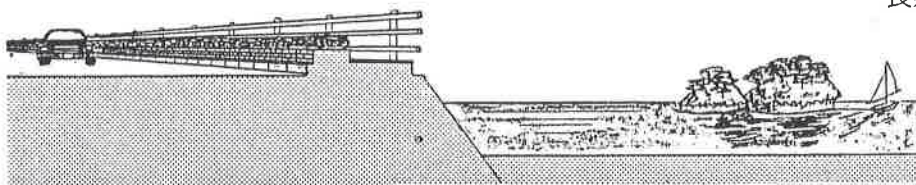
1. 構造、形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めること
2. 安全性及び維持管理に支障のない範囲内で、周囲の緑化に努めること。

緑化指針

- ・ 良好な景観を保全すべき地域では、防護柵の印象を和らげるため、必要に応じて内、外からの視点に対する緑化修景を施す。
- ※植物の透過性のある柵を採用する。

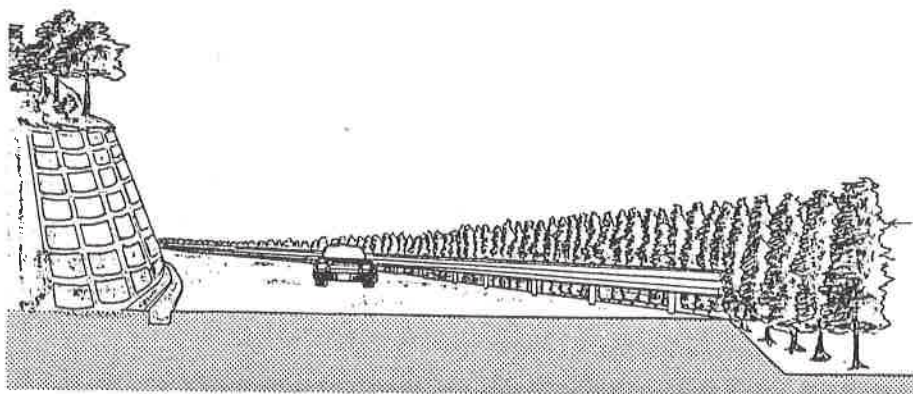
《例》

内部からの修景緑化



良好な景観

〈植物の透過性のある柵〉



外部から道路が見えないように修景



出雲空港線（斐川町）
防護柵足元の低木植栽

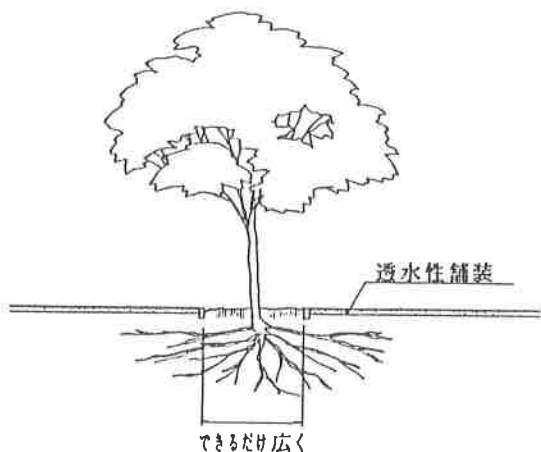
5) 舗装

■基本的な考え方

素材については、地域の特性や施設の用途に配慮するとともに、意匠及び色彩が周辺の景観と調和するよう努めること。

緑化指針

※歩道部の植えますやツリーサークルなど、植物への水分供給が不十分と予想される箇所では、透水性舗装とすることが望ましい。
(樹冠と根張りはほぼ同じ状況になる)



島根県民会館（松江市）
ツリーサークルと透水性舗装による緑化

6) 駐車場

■ 基本的な考え方

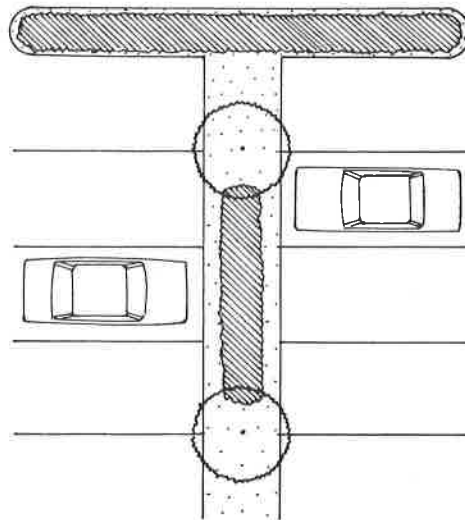
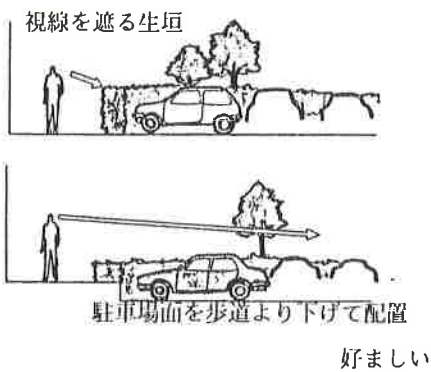
位置については、機能に支障のない範囲内で周辺の景観との調和に配慮するとともに、周囲及び場内の修景緑化に努めること。

緑化指針

- ・ 周囲や前面道路との境界に植栽を施し、駐車場内を見えにくくする。
 - ・ 場内においては景観的にアクセントを付けたり、うるおいを持たせるため緑化修景を施す。
- ※ 駐車スペース自体の緑化も検討する。

緑化手法及び留意点

〈周囲や前面道路との境界に植栽を施し、駐車場内を見えにくくする〉
当初から緑化を念頭に置いた駐車場計画を行う。
大規模な駐車場では緑量を豊かにし単調な景観となることを防止する。



当初から緑化を考えた駐車場計画を行う

〈駐車場周辺の緑化〉

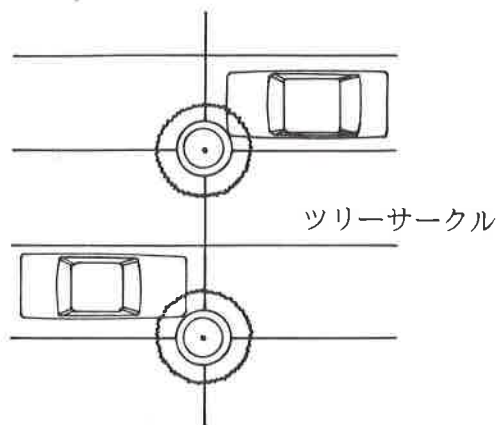


島根物産館 (松江市)



石見海浜公園 (浜田市)

〈場内においては景観的にアクセントを付けたり、うるおいを持たせるため緑化修景を施す〉
敷地に余裕のない所でもツリーサークル等の設置により高木の植栽が可能である。



敷地に余裕のない駐車場でも
ツリーサークルにより緑化可能
(土壌改良に留意)



松江生協病院（松江市）



有田町内の駐車場（佐賀県）

7) 標識・公共広告

■基本的な考え方

形態、意匠、素材及び色彩については、周辺の景観と調和するよう努めるとともに、できる限り適正な設置数及び場所として、地域や沿線の統一性に配慮すること。

緑化指針

周辺環境や地域特性、形態や意匠等によっては、足元に植栽する事でより良好なものとなることもあり、そのような場合には、低木や草花の足元への植栽を行う。

8) 照明施設

■基本的な考え方

位置、形態、意匠、素材、色彩及び明るさについては、周辺の景観と調和するよう努めること。

緑化指針

7) 標識・公共広告に準じる



松江温泉地区（松江市）

9) 緑の保全と緑化

■基本的な考え方

1. 植栽に当たっての樹種の選定や配置については、良好な空間を創造するよう留意するとともに、周囲の景観に配慮すること。
2. 公共事業等の実施に伴い支障となる樹木等については、移植等の方法により修景に生かすよう努めること

緑化指針

●緑の保全

- ・地域のシンボルや文化に準じるような価値の高い樹木等は、保全を心がけるとともに良好な景観要素として積極的に活用する。 → II. 1. 1) 既存樹の取り扱い (P 14) 参照
- ・公共事業等の実施に伴い、樹姿・樹勢に優れた既存の樹木がある場合には、支障となる樹木等についてもできる限り保全し、やむを得ない場合でも移植等を行うよう努める。 → II. 1. 2) 移植について (P 17) 参照

●緑化

- ・植栽に当たっては、成長した段階での景観を頭に描いて、配置や密度を決定する。
→ I. 2. 3) 緑化計画の基本的な手順 (P 12)、
IV. 3. 樹木リスト (P142)、
IV. 6. 配植の標準 (P190) 参照
- ・緑化に当たっては、良好な景観となるよう、効果的な配置とする。
(シンボルツリー、アイストップツリー等) → II. 2. 施設別緑化指針 (P 20) 参照

10) 展望広場等

■基本的な考え方

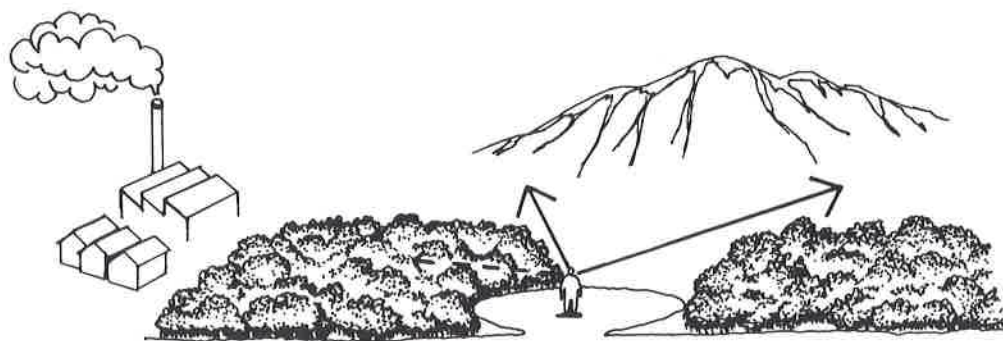
計画地において、特に眺望に優れた箇所がある場合には、展望広場、ポケットパーク等としての整備に努めること。

緑化指針

- ※眺望対象を効果的に見せるため植栽を有効に使用する。
- ※見せたくない方向は樹木等により視線をコントロールする。
- ※花木や草花により安らぎや楽しさを演出する。

緑化の手法及び留意点

〈見せたくない方向は樹木等により視線をコントロールする〉



島根町総合公園（島根町）



石見海浜公園（浜田市）